

令和 4 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 23 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〃 第 24 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	13
〃 第 25 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	19
〃 第 26 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	28
奈良市議案第 12 号	令和 4 年度奈良市一般会計予算……………	45
〃 第 13 号	令和 4 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算……………	55
〃 第 14 号	令和 4 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	57
〃 第 15 号	令和 4 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	61
〃 第 16 号	令和 4 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	64
〃 第 17 号	令和 4 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計予算……………	68
〃 第 18 号	令和 4 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	70
〃 第 19 号	令和 4 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 20 号	令和 4 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 21 号	令和 4 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 22 号	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて……………	73
〃 第 23 号	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関す る基準を定める条例の全部改正について……………	75
〃 第 24 号	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の全部改正について……………	77
〃 第 25 号	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の全部改正について……………	80
〃 第 26 号	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正について……………	83

奈良市議案第 27 号	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律施行条例の一部改正について……………	84
ク 第 28 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	85
ク 第 29 号	奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部改正につ いて……………	88
ク 第 30 号	なら・まほろば景観まちづくり条例の一部改正につ いて……………	89
ク 第 31 号	奈良市屋外広告物条例の全部改正について……………	91
ク 第 32 号	奈良市公民館条例の一部改正について……………	114
ク 第 33 号	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 の一部改正について……………	115
ク 第 34 号	奈良市水道事業給水条例の一部改正について……………	116
ク 第 35 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて……………	118
ク 第 36 号	包括外部監査契約の締結について……………	119
ク 第 37 号	市道路線の廃止について……………	120
ク 第 38 号	市道路線の認定について……………	124
ク 第 39 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	139
ク 第 40 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	140
ク 第 41 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	141
ク 第 42 号	児童自立支援施設の事務の委託に関する規約について……………	142
ク 第 43 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	143

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和4年度事業計画書

令和4年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(1) 受託業務

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務
- 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、中高層住宅、奈良市市街地地域（一部）及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、環境清美工場のばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

- 浄化槽の清掃等に関する業務

3. 業務の方針

(1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

- ① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	843件	887件	△44件
一般従量制汲取	62件	63件	△1件
事業所等従量制汲取	203件	200件	3件

- ② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
615か所	615か所	0

- ③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1 箇所	1 箇所	0

- ④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

・近鉄新大宮駅前地下道
 ・近鉄新大宮駅西側地下道
 ・J R 平城山駅旅客通路
 ・J R 平城山駅西側歩道橋
 ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
 ・近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6 箇所) 1 3, 7 9 2 m ²	(6 箇所) 1 3, 7 9 2 m ²	0

- ⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生するばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源

（対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地の一部）

当年度	前年度	増減
1 0 2, 0 0 0 世帯	7 9, 1 5 0 世帯	2 2, 8 5 0 世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1 か所	1 か所	0

○ばいじん処理物運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
1, 600 t	1, 650 t	△50 t

○焼却灰（非鉄）運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
2, 600 t	2, 450 t	150 t

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。（件数は月平均）

当年度	前年度	増減
403件	439件	△36件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	9名（内臨時6）	9名（内臨時5）	0
現業職	123名（内臨時81）	116名（内臨時76）	7名
合計	132名（内臨時87）	125名（内臨時81）	7名

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	13台	13台	0
バッカー車	37台	39台	△2台
貨物車 他	27台	21台	6台
営業車	3台	3台	0
合計	80台	76台	4台

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	153,952	153,797	155
公園・広場等清掃業務	59,900	59,900	0
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	2,381	2,100	281
公衆便所清掃業務	1,245	1,245	0
地下道等清掃業務	3,613	3,613	0
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	24,544	24,544	0
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務	34,240	34,240	0
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	85,087	84,436	651
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	278,056	304,537	△26,481
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,303	14,303	0
東部地域再生資源収集運搬業務	4,033	4,033	0
中高層住宅再生資源収集運搬業務	6,969	6,969	0
市街地地域(一部)再生資源収集運搬業務	122,203	65,800	56,403
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務等	2,667	6,094	△3,427
ばいじん処理物運搬業務	7,932	8,180	△248
焼却灰(非鉄)運搬業務	10,239	9,648	591
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	18,177	18,177	0
受託事業収入合計	829,541	801,616	27,925

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務収入	85,751	88,657	△ 2,906
受託外許認可事業等収入合計	85,751	88,657	△ 2,906

③ 事業外収入

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	57	57	0
雑収入	96	36	60
事業外収入合計	153	93	60

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

収入合計	当年度	前年度	増減
	915,445	890,366	25,079

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	489,212	473,552	15,660
福利厚生費	18,301	16,140	2,161
燃料費	44,187	45,938	△ 1,751
事故整理費	700	700	0
保険料	7,285	5,738	1,547
旅費交通費	1,933	1,933	0
雑費	480	516	△ 36
法定福利費	78,895	76,158	2,737
被服費	3,427	3,223	204
修繕費	53,342	52,766	576
公租公課	7,525	7,312	213
消耗品費	8,403	9,786	△ 1,383
賃借料	3,200	3,200	0
減価償却費	23,285	18,121	5,164
合 計	740,175	715,083	25,092

② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	57,817	59,652	△ 1,835
福利厚生費	1,856	2,033	△ 177
水道光熱費	2,142	1,937	205
保険料	221	224	△ 3
旅費交通費	52	52	0
通信費	2,091	2,197	△ 106
図書費	260	260	0
会議費	292	292	0
支払手数料	4,007	4,056	△ 49
減価償却費	2,091	2,100	△ 9
法定福利費	9,241	9,609	△ 368

科目	当年度	前年度	増減
公租公課	2,027	2,028	△ 1
修繕費	784	784	0
消耗品費	1,723	1,723	0
燃料費	303	247	56
交際費	145	145	0
広告費	1,565	1,565	0
調査研究費	20	20	0
賃借料	5,231	5,231	0
雑費	59	59	0
合 計	91,927	94,214	△ 2,287

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	133	139	△ 6
消費税	83,210	80,930	2,280
合 計	83,343	81,069	2,274

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	915,445	890,366	25,079

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

当期利益金	当年度	前年度	増減
	0	0	0

予 定 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	368,511	315,265	53,246	
未収入金	8,658	8,473	185	
受託事業未収金	97,368	85,640	11,728	
手数料未収金	2,075	1,684	391	
前払費用	782	575	207	
貯蔵品	1,197	965	232	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 643	△ 572	△ 71	
流動資産合計	477,948	412,030	65,918	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	59,552	62,380	△ 2,828	
建物附属設備	1,971	2,340	△ 369	
構築物	682	863	△ 181	
機械器具	0	0	0	
車両運搬具	21,357	32,056	△ 10,699	
什器備品	2,850	2,979	△ 129	
電話設備	193	290	△ 97	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	128,568	142,871	△ 14,303	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	310	310	0	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	108	443	△ 335	
無形固定資産合計	718	1,053	△ 335	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440	1,440	0	
長期貸付金	3,698	3,794	△ 96	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	493	538	△ 45	
投資その他の資産合計	5,641	5,782	△ 141	
固定資産合計	134,927	149,706	△ 14,779	
資産合計	612,875	561,736	51,139	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	6	0	6	
未払金	31,515	28,425	3,090	
未払法人税等	141	141	0	
預り金	6,950	6,553	397	
仮受金	422	446	△ 24	
手数料未払金	2,075	1,684	391	
未払消費税	14,663	18,861	△ 4,198	
修繕引当金	87,578	48,675	38,903	
流動負債合計	143,350	104,785	38,565	
2. 固定負債				
退職給与引当金	194,815	198,937	△ 4,122	
固定負債合計	194,815	198,937	△ 4,122	
負債合計	338,165	303,722	34,443	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	264,710	248,014	16,696	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	262,210	245,514	16,696	
純資産合計	274,710	258,014	16,696	
負債及び正味財産合計	612,875	561,736	51,139	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	754,128	728,742	25,386	
浄化槽収入	77,954	80,601	△ 2,647	
高压洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	832,082	809,343	22,739	
売上原価				
事業直接原価	740,175	715,083	25,092	
売上原価合計	740,175	715,083	25,092	
売上総利益	91,907	94,260	△ 2,353	
販売費及び一般管理費	91,927	94,214	△ 2,287	
営業利益	△ 20	46	△ 66	
営業外収益				
受取利息	57	52	5	
受取配当金	0	5	△ 5	
雑収入	96	36	60	
営業外収益合計	153	93	60	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	133	139	△ 6	
営業外費用合計	133	139	△ 6	
経常利益	0	0	0	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	0	0	0	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	0	0	0	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	80	43	37	
貸倒損失	0	17	△ 17	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	80	60	20	
税引前当期純利益	△ 80	△ 60	△ 20	
法人税、住民税及び事業税	143	143	0	
当期純利益	△ 223	△ 203	△ 20	

奈良市市街地開発株式会社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和4年度事業計画書

令和4年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地再開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中で非常に厳しい状況が続くと予想されるが、感染防止に努めながら最大限の努力を行い、アフターコロナの変化に合わせて柔軟に対応し、現在空いている区画に対し積極的なテナント誘致、イベント等の有効的な活用を行い、事業収益の安定確保と商業エリアへの集客を図っていく。

2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 業務の方針

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努める。

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行う。

4. 事業予算の概要

令和4年度は、JR奈良駅前再開発第1ビルの商業施設の空き区画のテナント誘致に努めると同時に、催事での有効利用に努めることにより当期の利益金は3,030千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収入	200,650	199,460	1,190
(内訳) 商業床等管理収入	125,650	124,460	1,190
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0
建物管理業務収入	30,000	30,000	0
事業外収入	10	300	△ 290
収入合計	200,660	199,760	900

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
総費用	197,630	199,140	△ 1,510
(内訳) 人件費	16,940	16,840	100
福利厚生費	3,550	3,500	50
委託費	69,450	69,550	△ 100
賃借料	57,800	59,100	△ 1,300
共益費	37,700	39,000	△ 1,300
販促費	600	600	0
消耗品費	1,200	1,200	0
通信費	630	630	0
燃料費	20	20	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
減価償却費	1,800	1,200	600
修繕費	3,000	2,800	200
会議費	20	20	0
手数料	2,500	2,640	△ 140
公租公課	600	500	100
諸会費	100	100	0
旅費交通費	20	20	0
保険料	250	320	△ 70
雑費	1,450	1,100	350
支出合計	197,630	199,140	△ 1,510

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期収支差額	3,030	620	2,410

予 定 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	195,430	187,534	7,896	
未収金	1,800	8,200	△ 6,400	
未収入金	6,000	7,400	△ 1,400	
前払費用	5,300	5,300	0	
流動資産合計	208,530	208,434	96	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865	15,865	0	
建物付属設備	27,548	16,448	11,100	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	1,037	0	
減価償却累計額	△ 24,800	△ 21,500	△ 3,300	
有形固定資産合計	20,445	12,645	7,800	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	400	400	0	
無形固定資産合計	400	400	0	
(3) 投資その他の資産				
保証金	13	13	0	
投資その他の資産合計	13	13	0	
固定資産合計	20,858	13,058	7,800	
資産合計	229,388	221,492	7,896	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	3,500	1,000	2,500	
未払外注費	5,930	6,980	△ 1,050	
未払費用	2,200	2,300	△ 100	
前受金	3,670	3,670	0	
預り金	100	100	0	
売上預り金	7,500	8,000	△ 500	
未払い法人税等	300	300	0	
流動負債合計	23,200	22,350	850	
2. 固定負債				
預り保証金	33,028	33,642	△ 614	
固定負債合計	33,028	33,642	△ 614	
負債合計	56,228	55,992	236	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	54,460	46,800	7,660	
繰越利益剰余金	54,460	46,800	7,660	
(うち当期純利益)	(3,030)	(620)	(2,410)	
純資産合計	173,160	165,500	7,660	
負債及び純資産合計	229,388	221,492	7,896	

予 定 損 益 計 算 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	125,650	124,460	1,190	
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0	
建物管理業務	30,000	30,000	0	
売上高合計	200,650	199,460	1,190	
売上原価				
当期製品製造原価	188,340	188,990	△ 650	
売上原価合計	188,340	188,990	△ 650	
販売費及び一般管理費	8,990	9,850	△ 860	
営業利益	3,320	620	2,700	
営業外収益				
受取利息	5	30	△ 25	
雑収入	5	270	△ 265	
営業外収益合計	10	300	△ 290	
経常利益	3,330	920	2,410	
税引前当期純利益	3,330	920	2,410	
法人税、住民税及び事業税	300	300	0	
当期純利益	3,030	620	2,410	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和4年度事業計画書

令和4年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業及び児童に健全な遊びを与える事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進する。

公民館では、公民館を中心に、学びを通して地域住民や地域で活動する団体が連携し、協働して課題を解決する力を育成することをめざす。また、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代にとって、公民館が、いつでも気軽に利用でき、体験活動や世代・地域を越えた交流につながるような市民の拠点となることをめざす。

児童館では、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行う。運営に当たっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努める。

2. 事業内容

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

○公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることをめざし、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、「誰一人として取り残さない」社会を実現していくために、誰もが様々な機会に、様々な場所において必要な機会に学ぶことができるよう学習機会を提供する。また、その成果を個人の生活だけでなく、地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現をめざす。

令和4年度は、公民館が市民の生涯学習の拠点となり、誰もが自由に学ぶことができるよう環境を整備し、新しい公民館活動を推進していく。さらに、障害のある人もない人も、気軽に公民館を利用できる環境や、全ての市民が共に学ぶことができる場を提供し、誰もが地域社会の一員として社会とつながることができる機会の充実を図る。また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援する。なお、令和4年度は施設ごとに策定している中期計画の最終年であるため、これまでの4年間の成果・課題を踏まえ、目標達成に向けた取組を着実に進める。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

○児童館事業

児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開し、貸館や児童館の自主事業の広報を充実することにより利活用の促進に努める。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての児童を対象とし、地域における遊び及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにするなど児童の心身を育成する。また、子育て家庭の孤立化や育児不安の波が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能を果たすとともに、深刻な問題は必要に応じて専門機関へつなげる。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネッ

トワークの構築を行い、地域での子育て環境づくりを進めることで、子どもにやさしいまちづくりに寄与することをめざす。

令和4年度は、「児童館ガイドライン」等を参考に令和3年度に行った児童館の現状・課題の分析に基づき、より充実した事業を展開するとともに、より多くの子どもたちにとって児童館が心の拠り所となるような児童館運営をめざす。また、児童館の対象でありながら利用することの少なかった中学生・高校生たちが来館しやすい環境づくりに努めるとともに、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。

[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館

計4施設

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供をめざす。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

収 支 予 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	737,220	732,087	5,133	
基本財産運用収入	8	11	△ 3	
基本財産利息収入	8	11	△ 3	
協定事業収入	726,745	726,648	97	
指定管理受託収入	726,000	726,000	0	
講座受講料収入	745	648	97	
補助金等収入	4,906	0	4,906	
補助金収入	4,906	0	4,906	
自主事業収入	5,110	5,254	△ 144	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	244	△ 144	
雑収入	451	174	277	
受取利息	3	4	△ 1	
雑収入	448	170	278	
経常収益計	737,220	732,087	5,133	
(2) 経常費用				
事業費	711,809	717,804	△ 5,995	
人件費	489,446	483,287	6,159	
給料	158,411	161,002	△ 2,591	
賃金	159,786	153,517	6,269	
職員手当	72,295	73,522	△ 1,227	
福利厚生	70,113	65,782	4,331	
賞与引当金繰入	28,841	29,464	△ 623	
事業経費	222,363	234,517	△ 12,154	
諸謝金	9,163	9,092	71	
旅費交通費	232	306	△ 74	
消耗品費	7,847	7,723	124	
燃料費	1,450	1,450	0	
賄材料費	20	21	△ 1	
会議費	307	268	39	
印刷製本費	1,204	1,363	△ 159	
光熱水料費	50,323	51,645	△ 1,322	
修繕費	14,786	25,595	△ 10,809	
医薬材料費	61	61	0	
通信運搬費	3,362	3,239	123	
減価償却費	20,081	19,891	190	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,486	3,434	52	
保険料	2,012	2,022	△ 10	
委託費	59,778	60,299	△ 521	
賃借料	7,299	7,146	153	
負担金	94	94	0	
広告料	10	20	△ 10	
租税公課	40,848	40,848	0	
管理費	32,986	32,863	123	
人件費	20,788	20,378	410	
給料	7,470	7,611	△ 141	
賃金	5,624	5,222	402	
職員手当	3,377	3,435	△ 58	
福利厚生	3,069	2,831	238	
賞与引当金繰入	1,248	1,279	△ 31	
管理経費	12,198	12,485	△ 287	
諸謝金	260	260	0	
旅費交通費	267	267	0	
消耗品費	100	100	0	
燃料費	56	56	0	
光熱水料費	2,308	2,383	△ 75	
通信運搬費	114	113	1	
手数料	483	483	0	
委託費	491	791	△ 300	
賃借料	980	878	102	
負担金	7,026	7,041	△ 15	
租税公課	113	113	0	
経常費用計	744,795	750,667	△ 5,872	
当期経常増減額	△ 7,575	△ 18,580	11,005	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 7,575	△ 18,580	11,005	
一般正味財産期首残高	13,664	32,244	△ 18,580	
一般正味財産期末残高	6,089	13,664	△ 7,575	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	56,089	63,664	△ 7,575	

予 定 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	120,913	109,109	11,804	
未収金	19	8	11	
立替金	471	488	△ 17	
流動資産合計	121,403	109,605	11,798	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	0	7,575	△ 7,575	
退職給付引当資産	2,448	984	1,464	
特定資産合計	2,448	8,559	△ 6,111	
(3) その他固定資産				
リース資産	49,504	63,018	△ 13,514	
その他固定資産合計	49,504	63,018	△ 13,514	
固定資産合計	101,952	121,577	△ 19,625	
資産合計	223,355	231,182	△ 7,827	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	38,547	24,976	13,571	
預り金	3,603	2,864	739	
賞与引当金	30,089	30,743	△ 654	
リース債務	17,883	16,413	1,470	
未払消費税等	12,547	12,917	△ 370	
流動負債合計	102,669	87,913	14,756	
2. 固定負債				
リース債務	31,621	46,605	△ 14,984	
退職給付引当金	32,976	33,000	△ 24	
固定負債合計	64,597	79,605	△ 15,008	
負債合計	167,266	167,518	△ 252	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産	6,089	13,664	△ 7,575	
正味財産合計	56,089	63,664	△ 7,575	
負債及び正味財産合計	223,355	231,182	△ 7,827	

予定正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	737,220	732,087	5,133	
基本財産運用収入	8	11	△ 3	
基本財産利息収入	8	11	△ 3	
協定事業収入	726,745	726,648	97	
指定管理受託収入	726,000	726,000	0	
講座受講料収入	745	648	97	
補助金等収入	4,906	0	4,906	
補助金収入	4,906	0	4,906	
自主事業収入	5,110	5,254	△ 144	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	4,910	0	
助成金収入	100	244	△ 144	
雑収入	451	174	277	
受取利息	3	4	△ 1	
雑収入	448	170	278	
経常収益計	737,220	732,087	5,133	
(2) 経常費用				
事業費	711,809	717,804	△ 5,995	
人件費	489,446	483,287	6,159	
給料	158,411	161,002	△ 2,591	
賃金	159,786	153,517	6,269	
職員手当	72,295	73,522	△ 1,227	
福利厚生	70,113	65,782	4,331	
賞与引当金繰入	28,841	29,464	△ 623	
事業経費	222,363	234,517	△ 12,154	
諸謝金	9,163	9,092	71	
旅費交通費	232	306	△ 74	
消耗品費	7,847	7,723	124	
燃料費	1,450	1,450	0	
賄材料費	20	21	△ 1	
会議費	307	268	39	
印刷製本費	1,204	1,363	△ 159	
光熱水料費	50,323	51,645	△ 1,322	
修繕費	14,786	25,595	△ 10,809	
医薬材料費	61	61	0	
通信運搬費	3,362	3,239	123	
減価償却費	20,081	19,891	190	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,486	3,434	52	
保険料	2,012	2,022	△ 10	
委託費	59,778	60,299	△ 521	
賃借料	7,299	7,146	153	
負担金	94	94	0	
広告料	10	20	△ 10	
租税公課	40,848	40,848	0	
管理費	32,986	32,863	123	
人件費	20,788	20,378	410	
給料	7,470	7,611	△ 141	
賃金	5,624	5,222	402	
職員手当	3,377	3,435	△ 58	
福利厚生	3,069	2,831	238	
賞与引当金繰入	1,248	1,279	△ 31	
管理経費	12,198	12,485	△ 287	
諸謝金	260	260	0	
旅費交通費	267	267	0	
消耗品費	100	100	0	
燃料費	56	56	0	
光熱水料費	2,308	2,383	△ 75	
通信運搬費	114	113	1	
手数料	483	483	0	
委託費	491	791	△ 300	
賃借料	980	878	102	
負担金	7,026	7,041	△ 15	
租税公課	113	113	0	
経常費用計	744,795	750,667	△ 5,872	
当期経常増減額	△ 7,575	△ 18,580	11,005	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 7,575	△ 18,580	11,005	
一般正味財産期首残高	13,664	32,244	△ 18,580	
一般正味財産期末残高	6,089	13,664	△ 7,575	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	56,089	63,664	△ 7,575	

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和4年度事業計画書

令和4年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化する市民ニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすく、安心・安全な施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

当財団の運営にあたっては、奈良市が新しく策定する行財政改革の方向性に沿って、全ての職員が経営改革の意識を強く持って財団の運営を進めることとし、組織統制の整備や職員の育成を積極的に進める。

特に経営基盤の財源確保を図るべく事業計画における収益性の強化を目指し、さらには経費節減と事業の質的向上に取り組み、市民の要請にきめ細かく応えるための努力を重ね、地域社会の発展に寄与するべく財団運営を図っていく。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、引き続き細心の対策を講じて市民の皆様が安心・安全に利用できるよう施設管理や事業に取り組む。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

(1) 文化振興事業

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

○なら100年会館

奈良県内最大級のホールという特色を生かして、多様な鑑賞の機会を提供するとともに、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目指す。

事業については、奈良が発祥の地である能楽の普及・発展に寄与する奈良の魅力再発見能楽普及事業、伝統文化の保存、普及及び継承につながる「伝統芸能こども文化祭」、子どもたちの情操を高めるとともに、芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充として、小さなお子様とファミリーで音楽を楽しめる「0歳からのオーケストラコンサート」や「クラシックコンサート」、障がいをお持ちの方や経済的に困難な方等社会的に弱い立場にある人を含め、誰もが音楽を楽しめる「バリアフリーコンサート」、学校や福祉施設等で音楽の素晴らしさを伝えるアウトリーチ事業等を開催する。

○奈良市美術館

貸館事業と主催の展覧会事業を通じて、「利用者の作品が主役となる美術館」をコンセプトに、優れた芸術作品を発表・鑑賞する機会を提供し、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募展「奈良市美術展覧会－市展なら－」を開催する。また、大学等との連携協力による各種講座や芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を散策しながら紹介する「奈良の散歩道」を開催する。

展覧会においては、近代奈良の歴史文化や生活文化を掘り下げて、奈良の魅力を見つめなおすシリーズ「奈良を観る」展のほか、子どもから大人まで現代芸術を通して日常の見え方や感じ方に変化を与える鑑賞体験を行うことを目的とした展覧会を開催する。

○奈良市北部会館市民文化ホール

北部地域の文化振興の発信地として、幅広い世代の市民が文化・芸術を通して交流できる環境づくりを目指すとともに、音楽等の発表の場を提供する。また、作品の展示・観覧スペースを設置し、文化に対する意識の高揚、自主的な文化活動の促進を通じて地域のにぎわいづくりを図る。

事業については、地域とのつながりや活性化を意識した「平城ニュータウン地区文化祭」、「高の原カルチャーサロン奈良大学公開講座」、子どもたちの情操を養い文

化的な環境を整えるための「キッズスペシャル」、日本の伝統文化に触れる機会を提供する「和楽器講座」、癒しの空間を楽しむ「癒しのオータムコンサート」、誰もが気軽に参加できる「コーラス講座」、芸術への関心と健康づくりの多種多様なジャンルを網羅した「高の原文化・健康講座」のほか、「観たい・聴きたい・体験したい」をテーマに各種講座を開催する。

○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、企画展に関連する内容や、書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」、展示作品についての「解説会」、初心者から参加できるワークショップや実践的な作品制作のための「書道実技講座」、未就学児向けの「子ども筆書き体験講座」や「夏休み子どもクイズ」を開催する。

また、友の会（平成26年度発足）会員に展覧会の情報を発信する等、書道の普及活動を行う。

展覧会においては、成田山書道美術館の収蔵する松崎コレクションを3年にわたり順次公開するほか、大阪教育大学で学んだ書家の作品を紹介する企画展や没後10年を迎える杉岡華邨作品による特別展等を館蔵品展とともに開催する。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

(2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設

奈良市体育協会加盟団体の協力による陸上競技、ソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、女性を対象とした「健康体操教室」、新規事業として「ヨガ教室」、またトップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケット

ボールスクール」、「サッカースクール」を開催する。

スポーツ活動の機会を提供し、子どもたちの運動能力向上、生活習慣病予防等の健康増進につなげる。奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協働で指定管理運営コンセプトである「スポーツでまちづくり」推進拠点の実現を図る。

○奈良市中央武道場等4体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと、「武道教室」、「奈良市武道士用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」及び「奈良市武道教室演武会」を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。

そのほか「操体法教室」、「健康体操教室（メロディ・アリサ、ゆるやか体操）」、「ノルディックウォーキング教室」を開催し、未就学児や高齢者の健康増進に寄与する。

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

スポーツを気軽に楽しむ機会を提供し、市民の健康維持・増進と運動するきっかけを作ることで、スポーツを通じたまちづくりを図る。

事業については、屋内温水プールで、幼児から大人まで幅広い年齢層に対して、泳ぐ楽しさの啓発や健康促進を目的とした「水泳教室」や「水中健康運動教室」を開催する。体育館では、無理なく運動を楽しみ、健康増進に寄与する軽運動の教室として「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」、「たのしいフロアウォーキング教室」、「たのしいエアロビクス教室」を開催する。また、様々な角度から健康増進につなげる事業を開催し、さらなるスポーツ振興に努める。

[指定管理施設]

奈良市鴻ノ池球場

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場
奈良市青山プール
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール
奈良市柏木コート
奈良市黒谷コート
奈良市平城第一コート
奈良市平城第二コート
奈良市青山コート
奈良市佐保山コート
奈良市鴻ノ池コート
奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

(3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした

「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

○奈良市ならまちセンター

豊かな歴史・文化に囲まれた「ならまち」の中心的な複合施設である利点を生かし、図書館・行政・民間レストラン・地域等との連携を強化した施設運営を行い、地域全体の総合力を高める拠点施設を目指す。

事業については、地域に密着し根付いている「ならまち篝火コンサート」や地元奈良出身の演奏家を起用した「ならまちコンサート」、地域連携として奈良町落語館との「ならまち落語会」ほか、ならまち振興としてNPO法人と連携した「子どもおん祭」、市民の成果発表の場であり地域交流のふれあいの場として「ならまち“いきいき”フェスティバル」等を開催する。また、図書館や民間レストラン、地域との協働で行う「芝生広場活用プロジェクト」ほか、昨年8月にオープンした「1階ギャラリー-initiate」では奈良の新たな魅力を感じることができる空間・体験を提供する。

○奈良市音声館

伝統的な芸能の継承と音楽・演芸の振興を図り、地域とのつながりやネットワークの蓄積とともに市民文化の向上を図る。

事業については、奈良に伝わる「わらべうた」をあらゆる世代に伝承するための事業として「ならまちわらべうた教室」を通年で開催し、奈良の歴史や文化を伝承する事業として、東大寺監修による創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、大紙芝居の学校等へ出張公演も積極的に行う。また、音楽を通じた市民のふれあいの場や音楽愛好者へ発表の場を提供する事業として「エントランスコンサート」等の定期公演、プロアーティストによる特別コンサートを行い、市民からの声をもとに企画した市民参加型の「ミュージックフェスティバル」や「スタインウェイピアノを弾いてみよう」も継続して行う。

そのほか、奈良市内外の幼稚園や保育園等で「出張わらべうた教室」、「日本の伝統文化を学ぼう（子どもお茶教室・子どもいけ花教室）」、「子ども邦楽教室（箏・三味線・尺八）」を開催し、子どもたちに伝統文化や伝統芸能を学ぶ場を提供する。新たに大人を対象とした邦楽教室やワークショップを行い、広い世代に音楽や芸能の楽しさを伝えていく事業を展開する。

○なら工芸館

奈良伝統工芸振興の拠点として、奈良の工芸作家等と連携し、ならまちの文化事業活性化に取り組むとともに、市民や観光客の多様なニーズに対応し、親しまれるなら工芸館を目指す。

事業については、工芸作品の展示や販売を行い、正倉院展の開催時期に合わせて「奈良工芸フェスティバル」を開催する。

そのほか、「子ども工芸教室」、「工芸制作体験教室」、「一日体験工芸教室」等の各種教室、日本工芸会近畿支部の協力を得て、「日本伝統工芸近畿展」の作品の中から、奈良市近隣在住作家の作品を中心に「日本伝統工芸近畿展 I N 奈良 2 0 2 2」を開催する。

また、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とした事業に取り組むとともに、奈良伝統工芸後継者育成研修制度の研修生や修了生たちによる制作実演等を行う。アウトリーチ事業や映像による作家紹介、工芸品に触れる展示を通して奈良の工芸品を身近に感じ、関心を持ってもらえるよう努める。

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真芸術に特化した写真専門の美術館としての役割を果たすため、主要収蔵品となる奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉作品の公開だけでなく、国内外の著名な写真家や今後の活躍が期待される若手写真家の作品展を開催する。また収蔵品の保存・管理・活用事業として水洗処理や作品のデジタル化、データベースの構築等を継続的に行う。

写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」等の各種講座や、第五回入江泰吉記念写真賞（令和5年度開催）に向けて広報活動に取り組み、写真文化の発展と奈良から世界に通用する写真家を輩出するための写真家育成に努める。

○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となりとその功績を顕彰する事業を入江泰吉記念奈良市写真美術館と協働展開する。没後30年の節目となる今年度は入江泰吉の大和路に込めた思いや奈良の奥深い魅力を引き出す講座やイベントを充実させる。また、東大寺旧境内という立地を生かし奈良市きたまちの活動団体や寺社と連携し、地域の活性化や新たな観光資源の発掘に取り組み、入江泰吉旧居から奈良文化の発信と古都散策の拠点

を目指す。

○奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及びならまちの歴史と町並み紹介の常設展示を開催し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、コンソーシアム事業として物販や体験事業のほか、イベントの情報を常時提供できる事業を行う。

[指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工藝館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

(4) 勤労者福祉サービス事業

○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生の上昇を目指すべく、会員制度「うえるびい奈良」の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対する慶弔給付等の事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生の上昇と企業のイメージアップ、人材の確保及び定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者や市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス教室」、「ヨガ教室」等、利用者の要望を取り入れ

ながら、働き方改革によるワークライフバランスの向上、withコロナや自然災害等の非常時での業務の効率化を目的としたテレワークの導入による勤労者のスキルアップを目指すニーズに応じた各種教室、セミナー等を開催する。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

(5) 都祁地域振興事業

奈良市東部の玄関口として、中山間部の様々な伝統ある文化・芸術を推奨しつつ「安心と癒しに包まれた故郷づくり」、「文化的な故郷づくり」の拠点施設を目指す。

○奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設

事業については、地域間・世代間交流事業として、未就学の子どもたちを対象にブラックシアターや絵本、紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の定期開催や次世代の演奏家を発掘するため、出前指導やアウトリーチを通じて子どもたちに楽器に触れる場を提供する。また、「都祁映画祭」の開催により、それぞれの世代の共有認識を育み、地域を超えた住民の交流と豊かな感受性の充実に努める。

また、(一財)自治総合センターが全国市町村を対象に推奨している宝くじの社会貢献広報事業として「宝くじ文化公演」を開催する。

スポーツ施設では、ネット予約システム「e古都なら」による利用促進を更に拡大するとともに、事業については、いつでも、どこでも、誰もが安心して気軽に参加できる「健康・体力づくり」に重点を置き、「ヨガ教室」「ウォーキング教室」等を開催する。

そのほか、自治会や学校、福祉施設及び生涯学習施設等あらゆる分野の団体と共同体として事業を積極的に展開し、地域密着型事業を確立する。

[指定管理施設]

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	9	20	△ 11	
基本財産受取利息	9	20	△ 11	
② 特定資産運用益	45	45	0	
特定資産受取利息	45	45	0	
③ 受取入会金	175	175	0	
受取入会金	175	175	0	
④ 受取会費	36,086	36,364	△ 278	
受取会費	36,086	36,364	△ 278	
⑤ 事業収益	170,412	158,841	11,571	
入場料収益	43,004	36,118	6,886	
観覧料収益	0	99	△ 99	
受講料収益	95,127	92,932	2,195	
利用料金収益	9,007	8,717	290	
出品料収益	600	600	0	
協賛金収益	3,000	0	3,000	
参加費収益	1,606	1,771	△ 165	
普及事業収益	485	485	0	
小売業収益	3,550	3,510	40	
受取手数料	4,212	3,917	295	
事業受託収益	208	208	0	
共催事業管理収益	8,984	8,957	27	
その他収益	629	1,527	△ 898	
⑥ 受取補助金等	1,327,912	1,333,696	△ 5,784	
受取指定管理料	1,240,317	1,239,351	966	
受取地方公共団体補助金	87,595	94,295	△ 6,700	
受取民間助成金	0	50	△ 50	
⑦ 受取負担金	20,218	24,280	△ 4,062	
受取負担金	20,218	24,280	△ 4,062	
⑧ 雑収益	4,559	3,783	776	
受取利息	6	6	0	
雑収益	2,297	2,677	△ 380	
運営協力金等収益	2,256	1,100	1,156	
経常収益計	1,559,416	1,557,204	2,212	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,502,332	1,507,345	△ 5,013	
給料手当	455,606	455,156	450	
臨時雇賃金	53,680	50,486	3,194	
福利厚生費	99,109	99,072	37	
視察費	100	100	0	
旅費交通費	875	935	△ 60	
通信運搬費	10,746	10,931	△ 185	
減価償却費	3,207	3,230	△ 23	
消耗什器備品費	1,230	1,271	△ 41	
消耗品費	33,286	31,519	1,767	
修繕費	14,715	14,131	584	
印刷製本費	13,719	14,079	△ 360	
燃料費	1,635	1,692	△ 57	
光熱水料費	266,510	269,331	△ 2,821	
賃借料	31,248	32,393	△ 1,145	
保険料	8,285	8,128	157	
諸謝金	46,705	47,618	△ 913	
租税公課	60,572	60,326	246	
支払負担金	4,210	3,920	290	
支払助成金	48,467	64,347	△ 15,880	
委託費	332,353	323,168	9,185	
会議費	25	101	△ 76	
支払手数料	8,401	8,043	358	
広告宣伝費	3,040	2,750	290	
仕入	1,574	1,602	△ 28	
交際費	58	0	58	
原材料費	1,455	1,475	△ 20	
医薬材料費	1,421	1,421	0	
雑費	100	120	△ 20	
② 管理費	62,633	69,335	△ 6,702	
役員報酬	177	175	2	
給料手当	45,513	51,150	△ 5,637	
福利厚生費	8,579	9,642	△ 1,063	
研修費	97	166	△ 69	
旅費交通費	25	22	3	
通信運搬費	438	442	△ 4	
消耗品費	531	456	75	
修繕費	8	8	0	
燃料費	33	26	7	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
賃借料	3,950	4,099	△ 149	
保険料	5	5	0	
諸謝金	642	521	121	
租税公課	41	34	7	
支払負担金	135	136	△ 1	
委託費	2,272	2,272	0	
支払手数料	187	181	6	
経常費用計	1,564,965	1,576,680	△ 11,715	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,549	△ 19,476	13,927	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 5,549	△ 19,476	13,927	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,549	△ 19,476	13,927	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,549	△ 19,476	13,927	
法人税、住民税及び事業税	2,957	3,538	△ 581	
当期一般正味財産増減額	△ 8,506	△ 23,014	14,508	
一般正味財産期首残高	299,885	274,083	25,802	
一般正味財産期末残高	291,379	251,069	40,310	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	377,383	337,073	40,310	

予 定 貸 借 対 照 表

令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	217,776	234,942	△ 17,166	
現金	2,846	3,400	△ 554	
普通預金	214,930	231,542	△ 16,612	
当座預金	0	0	0	
未収金	9,222	13,056	△ 3,834	
前払金	1,585	1,699	△ 114	
商品	3,442	3,514	△ 72	
貯蔵品	98	88	10	
流動資産合計	232,123	253,299	△ 21,176	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	132,000	132,000	0	
減価償却引当預金	2,739	2,434	305	
書道芸術振興積立金	36,008	36,597	△ 589	
永年在会給付事業積立預金	4,243	7,439	△ 3,196	
運営基金積立準備預金	8,322	8,147	175	
共済事業引当預金	12	395	△ 383	
記念事業費積立預金	3,485	3,485	0	
特定資産合計	186,809	190,497	△ 3,688	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	0	305	△ 305	
什器備品	23	46	△ 23	
リース資産	2,637	5,514	△ 2,877	
預託金	9	9	0	
その他固定資産合計	2,669	5,874	△ 3,205	
固定資産合計	239,478	246,371	△ 6,893	
資産の部合計	471,601	499,670	△ 28,069	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	75,087	95,815	△ 20,728	
前受金	342	342	0	
預り金	13,275	9,233	4,042	
リース債務	2,877	2,877	0	
流動負債合計	91,581	108,267	△ 16,686	
2. 固定負債				
リース債務	2,637	5,514	△ 2,877	
固定負債合計	2,637	5,514	△ 2,877	
負債の部合計	94,218	113,781	△ 19,563	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	291,379	299,885	△ 8,506	
(うち特定資産への充当額)	(150,805)	(154,493)	(△3,688)	
正味財産の部合計	377,383	385,889	△ 8,506	
負債及び正味財産合計	471,601	499,670	△ 28,069	

予定正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	9	23	△ 14	
基本財産受取利息	9	23	△ 14	
② 特定資産運用益	45	40	5	
特定資産受取利息	45	40	5	
③ 受取入会金	175	146	29	
受取入会金	175	146	29	
④ 受取会費	36,086	35,685	401	
受取会費	36,086	35,685	401	
⑤ 事業収益	170,412	86,607	83,805	
入場料収益	43,004	10,481	32,523	
観覧料収益	0	69	△ 69	
受講料収益	95,127	49,675	45,452	
利用料金収益	9,007	7,431	1,576	
出品料収益	600	568	32	
協賛金収益	3,000	0	3,000	
参加費収益	1,606	797	809	
普及事業収益	485	57	428	
小売業収益	3,550	1,636	1,914	
受取手数料	4,212	2,541	1,671	
事業受託収益	208	0	208	
共催事業管理収益	8,984	11,774	△ 2,790	
その他収益	629	1,578	△ 949	
⑥ 受取補助金等	1,327,912	1,324,153	3,759	
受取指定管理料	1,240,317	1,230,792	9,525	
受取地方公共団体補助金	87,595	93,331	△ 5,736	
受取民間助成金	0	30	△ 30	
⑦ 受取負担金	20,218	14,921	5,297	
受取負担金	20,218	14,921	5,297	
⑧ 雑収益	4,559	6,836	△ 2,277	
受取利息	6	4	2	
雑収益	2,297	5,175	△ 2,878	
運営協力金等収益	2,256	1,657	599	
経常収益計	1,559,416	1,468,411	91,005	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,502,332	1,411,935	90,397	
給料手当	455,606	498,270	△ 42,664	
臨時雇賃金	53,680	59,985	△ 6,305	
福利厚生費	99,109	94,465	4,644	
視察費	100	0	100	
旅費交通費	875	638	237	
通信運搬費	10,746	8,591	2,155	
減価償却費	3,207	3,228	△ 21	
消耗什器備品費	1,230	463	767	
消耗品費	33,286	20,313	12,973	
修繕費	14,715	14,183	532	
印刷製本費	13,719	10,272	3,447	
燃料費	1,635	1,193	442	
光熱水料費	266,510	226,388	40,122	
賃借料	31,248	25,198	6,050	
保険料	8,285	6,380	1,905	
諸謝金	46,705	28,421	18,284	
租税公課	60,572	66,919	△ 6,347	
支払負担金	4,210	4,187	23	
支払助成金	48,467	47,086	1,381	
委託費	332,353	285,424	46,929	
会議費	25	14	11	
支払手数料	8,401	4,961	3,440	
広告宣伝費	3,040	1,437	1,603	
仕入	1,574	1,041	533	
交際費	58	29	29	
原材料費	1,455	1,460	△ 5	
医薬材料費	1,421	1,386	35	
雑費	100	3	97	
② 管理費	62,633	69,586	△ 6,953	
役員報酬	177	59	118	
給料手当	45,513	51,951	△ 6,438	
福利厚生費	8,579	9,632	△ 1,053	
研修費	97	199	△ 102	
旅費交通費	25	9	16	
通信運搬費	438	261	177	
消耗什器備品費	0	112	△ 112	
消耗品費	531	348	183	
修繕費	8	8	0	
印刷製本費	0	16	△ 16	
燃料費	33	31	2	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
賃借料	3,950	3,915	35	
保険料	5	3	2	
諸謝金	642	443	199	
租税公課	41	36	5	
支払負担金	135	126	9	
委託費	2,272	2,272	0	
支払手数料	187	165	22	
経常費用計	1,564,965	1,481,521	83,444	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,549	△ 13,110	7,561	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 5,549	△ 13,110	7,561	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
受取補助金等	0	6,350	△ 6,350	
受取地方公共団体補助金	0	6,350	△ 6,350	
雑益	0	595	△ 595	
雑益	0	595	△ 595	
経常外収益計	0	6,945	△ 6,945	
(2) 経常外費用				
特別退職金	0	6,350	△ 6,350	
特別退職金	0	6,350	△ 6,350	
経常外費用計	0	6,350	△ 6,350	
当期経常外増減額	0	595	△ 595	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,549	△ 12,515	6,966	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,549	△ 12,515	6,966	
法人税、住民税及び事業税	2,957	2,365	592	
当期一般正味財産増減額	△ 8,506	△ 14,880	6,374	
一般正味財産期首残高	299,885	314,765	△ 14,880	
一般正味財産期末残高	291,379	299,885	△ 8,506	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	377,383	385,889	△ 8,506	

令和4年度奈良市一般会計予算

令和4年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,620,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		52,336,205 ^{千円}
	1. 市 民 税	25,270,093
	2. 固 定 資 産 税	20,166,261
	3. 軽 自 動 車 税	707,386
	4. 市 た ば こ 税	1,734,727
	5. 入 湯 税	16,170
	6. 事 業 所 税	1,009,083
	7. 都 市 計 画 税	3,432,485
2. 地 方 譲 与 税		874,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	270,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	540,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	64,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		7,700,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	7,700,000

款	項	金 額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 ^{千円}
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		150,000
	1. 環境性能割交付金	150,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,060
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,060
11. 地方特例交付金		330,000
	1. 地方特例交付金	330,000
12. 地方交付税		17,600,000
	1. 地方交付税	17,600,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		753,947
	1. 分 担 金	4,235
	2. 負 担 金	749,712
15. 使用料及び手数料		2,570,288
	1. 使 用 料	1,777,891
	2. 手 数 料	792,397
16. 国庫支出金		29,088,719
	1. 国庫負担金	20,616,431
	2. 国庫補助金	3,064,888
	3. 国庫委託金	144,624
	4. 国庫交付金	5,262,776

款	項	金額
17. 県支出金		10,237,299 ^{千円}
	1. 県負担金	6,215,224
	2. 県補助金	2,153,827
	3. 県委託金	320,745
	4. 県交付金	1,547,503
18. 財産収入		679,581
	1. 財産運用収入	256,070
	2. 財産売却収入	423,511
19. 寄附金		721,750
	1. 寄附金	721,750
20. 繰入金		396,647
	1. 特別会計繰入金	4,154
	2. 基金繰入金	392,493
21. 諸収入		2,966,004
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	304
	3. 貸付金元利収入	617,485
	4. 雑収入	2,118,215
22. 市債		9,352,500
	1. 市債	9,352,500
歳入合計		138,620,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		662,128 ^{千円}
	1. 議 会 費	662,128
2. 総 務 費		15,379,808
	1. 総 務 管 理 費	10,988,668
	2. 企 画 費	1,759,780
	3. 徴 税 費	1,374,892
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	853,263
	5. 選 挙 費	308,338
	6. 統 計 調 査 費	30,216
	7. 監 査 委 員 費	64,651
3. 民 生 費		64,820,146
	1. 社 会 福 祉 費	30,112,831
	2. 児 童 福 祉 費	21,681,859
	3. 生 活 保 護 費	12,834,590
	4. 国 民 年 金 事 務 費	190,866
4. 衛 生 費		12,308,870
	1. 保 健 衛 生 費	4,973,888
	2. 保 健 所 費	1,500,492
	3. 清 掃 費	5,685,819
	4. 上 水 道 費	148,671
5. 労 働 費		103,590
	1. 労 働 諸 費	103,590

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		704,628 ^{千円}
	1. 農 林 費	704,628
7. 商 工 費		932,495
	1. 商 工 費	932,495
8. 観 光 費		1,070,110
	1. 観 光 費	1,070,110
9. 土 木 費		9,909,439
	1. 土 木 管 理 費	136,601
	2. 道 路 橋 梁 費	3,532,087
	3. 河 川 費	319,513
	4. 都 市 計 画 費	4,005,830
	5. 下 水 道 費	1,356,654
	6. 住 宅 費	558,754
10. 消 防 費		4,071,146
	1. 消 防 費	4,071,146
11. 教 育 費		10,774,860
	1. 教 育 総 務 費	3,123,616
	2. 小 学 校 費	1,226,280
	3. 中 学 校 費	784,721
	4. 高 等 学 校 費	936,514
	5. 幼 稚 園 費	805,013
	6. 社 会 教 育 費	1,293,839
	7. 保 健 体 育 費	2,604,877

款	項	金額
12. 災害復旧費		64,000 ^{千円}
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	32,000
13. 公債費		17,499,875
	1. 公債費	17,499,875
14. 諸支出金		268,905
	1. 地元公共事業基金	249,722
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	14,183
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		138,620,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
防犯カメラ電柱添架料	令和4年度から 令和8年度まで	528 ^{千円}
マイナポータルシステム利用料	令和4年度から 令和5年度まで	350
情報システム機器廃棄委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,881
奈良市鴻ノ池陸上競技場備品購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	10,000
奈良市鴻ノ池陸上競技場改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	194,000
急速充電器保守点検業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	388
災害時通信用IP無線機賃借料	令和4年度から 令和9年度まで	27,758
奈良市ならまちセンター外壁改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	140,000

事 項	期 間	限 度 額
奈良市ならまちセンター非常用蓄電池更新工事	令和4年度から 令和5年度まで	27,000 ^{千円}
奈良市ならまちセンタートイレ改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	12,000
奈良市ならまちセンター高圧受電設備改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	2,000
奈良市ならまちセンター空調設備改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	1,300
税額通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	17,000
知事及び県議会議員選挙費	令和4年度から 令和5年度まで	52,000
行旅死亡人葬祭委託	令和4年度から 令和5年度まで	2,194
こども園・保育園給食食材調達経費	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和4年度から 令和5年度まで	600
こども園給食調理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	80,000
私立認定こども園施設整備費補助事業	令和4年度から 令和5年度まで	357,783
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和4年度から 令和5年度まで	3,400
がん検診受診券印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	4,000
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	284,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	21,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	75,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	93,000
環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	25,500
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	20,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	750
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和4年度から 令和5年度まで	8,400
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料	令和4年度から 令和5年度まで	7,000
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	15,000
衛生浄化センター生活環境等測定手数料	令和4年度から 令和5年度まで	2,400

事 項	期 間	限 度 額
橋梁長寿命化修繕・耐震補強工事現場技術業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	15,000 ^{千円}
1号跨道橋ほか2橋長寿命化修繕・耐震補強工事	令和4年度から 令和5年度まで	172,000
都市計画道路網検証業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	11,000
都市計画マスタープラン改訂業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	8,000
立地適正化計画策定業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
八条・大安寺周辺地区まちづくり検討調査業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	140,000
大和中央道（敷島工区）街路整備工事	令和4年度から 令和5年度まで	200,000
空き家総合窓口業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	10,967
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和4年度から 令和5年度まで	2,492
田原小中学校スクールバス運行业務委託	令和4年度から 令和5年度まで	7,000
児童用防犯ブザー購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	1,200
一条高等学校・中学校校舎建設事業	令和4年度から 令和6年度まで	3,250,000
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,386
学校給食献立印刷経費	令和4年度から 令和5年度まで	2,000
学校給食調理員等検便手数料	令和4年度から 令和5年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和4年度から 令和5年度まで	104,415
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	5,500
指定管理者による奈良市伏見地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市明治地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 701,500	普通貸借 又 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
スポーツ施設整備事業	208,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	347,400	〃	〃	〃
環境改善事業	13,200	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	62,000	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	154,200	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	18,100	〃	〃	〃
商工施設整備事業	4,000	〃	〃	〃
観光施設整備事業	61,400	〃	〃	〃
道路事業	1,605,100	〃	〃	〃
河川事業	151,700	〃	〃	〃
都市計画事業	1,238,300	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	93,900	〃	〃	〃
消防施設整備事業	167,600	〃	〃	〃
教育振興施設整備事業	54,600	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	261,400	〃	〃	〃
中高一貫校施設整備事業	198,600	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	68,500	〃	〃	〃
災害復旧事業	43,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	3,900,000	〃	〃	〃
計	9,352,500			

令和4年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

令和4年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 県 支 出 金		833 ^{千円}
	1. 県 補 助 金	833
2. 諸 収 入		6,667
	1. 雑 入	6,667
歳 入 合 計		7,500

歳 出

款	項	金 額
1. 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 費		7,500 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	7,500
歳 出 合 計		7,500

令和4年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		6,822,506 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,822,506
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 県 支 出 金		27,291,143
	1. 県 補 助 金	27,291,143
4. 財 産 収 入		360
	1. 財 産 運 用 収 入	360
5. 繰 入 金		2,511,487
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,511,487
6. 諸 収 入		74,384
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	5,001
	2. 雑 入	68,883
	3. 療養費等指定公費返還金	500
歳 入 合 計		36,700,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		437,899 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	354,309
	2. 賦 課 徴 収 費	82,862
	3. 運 営 協 議 会 費	728
2. 保 険 給 付 費		25,387,613
	1. 給 付 諸 費	25,387,613
3. 事 業 費 納 付 金		10,475,000
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	7,257,000
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,357,000
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	861,000
4. 共 同 事 業 拠 出 金		17
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	17
5. 保 健 事 業 費		359,248
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	308,419
	2. 保 健 事 業 費	50,829
6. 基 金 積 立 金		360
	1. 基 金 積 立 金	360
7. 諸 支 出 金		39,863
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	39,363
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	500
歳 出 合 計		36,700,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	5,500 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	8,100
特定健康診査受診券印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	2,000

令和4年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和4年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,074,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		16,100 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	16,100
2. 保 留 地 処 分 金 収 入		25,000
	1. 保 留 地 処 分 金 収 入	25,000
3. 繰 入 金		937,800
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	937,800
4. 市 債		95,100
	1. 市 債	95,100
歳 入 合 計		1,074,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		251,760 ^{千円}
	1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	251,760
2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		284,090
	1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	284,090
3. 公 債 費		538,150
	1. 公 債 費	538,150
歳 出 合 計		1,074,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 10,000	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良 駅南地区 土地区画整理事業	85,100	〃	〃	〃
計	95,100			

令和4年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和4年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 險 料		7,651,317 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	7,651,317
2. 国 庫 支 出 金		7,819,649
	1. 国 庫 負 担 金	5,920,792
	2. 国 庫 補 助 金	1,898,857
3. 支 払 基 金 交 付 金		9,113,264
	1. 支 払 基 金 交 付 金	9,113,264
4. 県 支 出 金		4,895,484
	1. 県 負 担 金	4,619,315
	2. 県 補 助 金	276,169
5. 財 産 収 入		6,200
	1. 財 産 運 用 収 入	6,200
6. 繰 入 金		5,508,229
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,301,896
	2. 基 金 繰 入 金	206,333
7. 諸 収 入		5,857
	1. 雑 入	5,857
歳 入 合 計		35,000,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		653,388 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	280,595
	2. 賦 課 徴 収 費	25,365
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	347,428
2. 保 険 給 付 費		32,431,100
	1. 介 護 サービス等諸費	32,431,100
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,898,112
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,321,731
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	576,381
4. 基 金 積 立 金		6,200
	1. 基 金 積 立 金	6,200
5. 諸 支 出 金		11,200
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,200
歳 出 合 計		35,000,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画等策定業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	8,300 ^{千円}
介護保険料通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	8,500
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	令和4年度から 令和5年度まで	4,471

令和4年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和4年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		751 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	751
2. 繰越金		14,741
	1. 繰越金	14,741
3. 諸収入		25,508
	1. 貸付金元利収入	21,108
	2. 雑収入	4,400
歳入合計		41,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		36,846 ^{千円}
	1. 総務管理費	11,962
	2. 貸付金	24,884
2. 諸支出金		4,154
	1. 繰出金	4,154
歳出合計		41,000

令和4年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和4年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		6,338,934 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	6,338,934
2. 繰 入 金		1,256,169
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,256,169
3. 繰 越 金		31,000
	1. 繰 越 金	31,000
4. 諸 収 入		243,897
	1. 延滞金・加算金及び過料	856
	2. 償還金及び還付加算金	8,660
	3. 雑 入	234,381
歳 入 合 計		7,870,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		89,482 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	70,012
	2. 徴 収 費	19,470
2. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		7,564,979
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	7,564,979
3. 保 健 事 業 費		215,539
	1. 健康保持増進事業費	215,539
歳 出 合 計		7,870,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	4,300 ^{千円}
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	2,000

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第2条の3第2号中「及び第2項」を「又は第2項」に改める。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する 基準を定める条例の全部改正について

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本市の区域内における幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。）において使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第3条 設備運営基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園基準（附則第6条から第8条までを除く。）の定めるところによる。

（子どもの最善の利益の考慮）

第4条 幼保連携型認定こども園は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及

び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 幼保連携型認定こども園は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第6条 幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、幼保連携型認定こども園基準附則及び幼保連携型認定こども園基準を改正する命令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準府省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の全部改正について

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、本市の区域内における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園基準」という。）において使用する用語の例による。

（認定こども園の認定の要件）

第3条 認定こども園の認定の要件は、次条から第7条までに規定するもののほか、次に掲げる規定の定めるところによる。

- (1) 法第3条第2項各号及び第4項各号
- (2) 認定こども園基準第2から第8まで（第4の1及び6並びに附則第4項から第7項

までを除く。)

- (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。）第13条第1項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2、第9条の3、第11条第1項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）及び第36条を準用する部分を除く。）

（子どもの最善の利益の考慮）

第4条 認定こども園は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

（暴力団の排除）

第5条 認定こども園は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（食事の特例）

第6条 認定こども園は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（認定こども園の設備の基準の特例）

第7条 幼稚園型認定こども園については、その用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則とする。

- 2 屋外遊戯場は、建物及びその附属設備と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることを原則とする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（認定こども園の認定に係る特例）

第2条 平成31年4月1日前に幼稚園、保育所等を設置している者が当該幼稚園、保育

所等と同一の所在場所において、当該幼稚園、保育所等の設備を用いて認定こども園の認定を受ける場合における当該認定こども園であつて、当該認定こども園の園舎と同一の施設内又は隣接する位置に屋外遊戯場（認定こども園基準第4の5に規定する満3歳以上の園児について満たさなければならない面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に屋外遊戯場を設けることができる。この場合において、当該認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（法の規定の引用に関する経過措置）

第3条 第3条第1号の規定の適用に関する経過措置は、法附則及び法を改正する法律附則に規定する経過措置の例による。

（認定こども園基準の規定の引用に関する経過措置）

第4条 第3条第2号の規定の適用に関する経過措置は、認定こども園基準附則及び認定こども園基準を改正する告示附則に規定する経過措置の例による。

（幼保連携型認定こども園基準の規定の引用に関する経過措置）

第5条 第3条第3号の規定の適用に関する経過措置は、幼保連携型認定こども園基準附則及び幼保連携型認定こども園基準を改正する命令附則に規定する経過措置の例による。

（提案理由）

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を認定こども園基準等を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市の区域内における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準」という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 最低基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等基準（第23条第2項及び第3項、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項並びに第47条第3項並びに附則第7条から第9条までを除く。）の定めるところによる。

（子どもの最善の利益の考慮）

第4条 家庭的保育事業者等は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運

営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 家庭的保育事業者等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(家庭的保育事業の職員の特例)

第6条 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする（この条及び第9条において同じ。）。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

3 家庭的保育事業を行う場所において、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、2人を下回ることができない。

(小規模保育事業所A型の職員の特例)

第7条 家庭的保育事業等基準第29条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所B型の職員の特例)

第8条 家庭的保育事業等基準第31条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所C型の職員の特例)

第9条 小規模保育事業所C型において、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、2人を下回ることができない。

(事業所内保育事業所の職員の特例)

第10条 家庭的保育事業等基準第44条第2項及び第47条第2項に規定する保育士の

数の算定に当たっては、それぞれ当該保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(家庭的保育事業等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、家庭的保育事業等基準附則及び家庭的保育事業等基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年奈良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「附則第94条」を「附則第95条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用するため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部改正について

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- (3) 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策及び福祉施策が連携し、通勤時又は職場等における支援を行う事業

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域生活支援事業のうち雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を本市で実施するに当たり、当該事業における利用者の費用負担に係る規定を整備しようとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「第16条」の次に「及び第16条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第12条の6の2中「第16条」の次に「及び第16条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合にお

いて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第16条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置が講じられたため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部改正について

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティスポーツ施設条例（昭和61年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項ただし書を削り、同条第2項ただし書中「及びプール」を削る。

別表第1 奈良市石打コミュニティスポーツプールの項を削る。

別表第2の2の表を削り、別表第2中

	施設使用料
1 体育室、会議室及び運動広場	

を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

石打コミュニティスポーツプールについて、利用者数が減少している現状で、施設の老朽化による改修には多額の費用が必要であり、同施設の運営が困難と判断したことから、同施設を廃止しようとするものである。

なら・まほろば景観まちづくり条例の一部改正について

なら・まほろば景観まちづくり条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

なら・まほろば景観まちづくり条例の一部を改正する条例

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条の3中「なし、又は屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置」を削る。

第9条第1項中「市長は」の次に「、第17条第1項で指定する景観形成重点地区のうち」を加える。

第10条第1項中「景観形成基準」を「都市景観形成基準」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 都市景観形成基準は、当該地区に係る第17条第2項に規定する景観形成基準の定めるところによる。

第10条第3項を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第17条第2項中「市長は」の次に「、法第8条第2項第2号の規定により」を加え、「景観計画デザインガイドライン」を「景観形成基準」に改め、同条第3項を削る。

第17条の2第1項中「第11条第1項各号に」を「次に」に、「同項各号に」を「次に」に改め、「法第16条第1項の規定により」を削り、同項に次の3号を加える。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為

(2) 法第16条第1項第4号の規定により条例で定める次に掲げる行為

ア 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

イ 木竹の伐採

ウ 水面の埋立て又は干拓

エ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(3) 建築物等の除却

第2章第4節を次のように改める。

第4節 削除

第17条の6 削除

第35条中「資するため」の次に「、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）」を加える。

第37条第3項第1号中「第11条第1項、第15条第1項又は第17条の6第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正）

3 奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「景観計画デザインガイドライン」を「景観形成基準」に改める。

（提案理由）

屋外広告物に係る規制を奈良市屋外広告物等に関する条例に移行することに伴う規定の整備を行うほか、都市景観形成地区、都市景観形成基準及び届出制度の位置付けの見直しに伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市屋外広告物条例の全部改正について

奈良市屋外広告物条例の全部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市屋外広告物等に関する条例

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 屋外広告物及び掲出物件に関する制限等（第9条—第20条）
- 第3章 特定屋内広告物に関する制限等（第21条—第23条）
- 第4章 景観保全型広告整備地区（第24条—第26条）
- 第5章 管理、監督等（第27条—第42条）
- 第6章 屋外広告業（第43条—第58条）
- 第7章 雑則（第59条—第61条）
- 第8章 罰則（第62条—第66条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物の表示、特定屋内広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は屋外広告物及び掲出物件の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 広告塔、広告板その他の屋外広告物を掲出するために設置する物件をいう。
- (3) 特定屋内広告物 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接はり付けて、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。
- (4) 屋外広告物等 屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物をいう。
- (5) 広告主 自ら屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者をいう（屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者を含む。）。
- (6) 管理者 屋外広告物又は掲出物件を管理する者をいう。
- (7) 所有者 屋外広告物等の所有権を有する者をいう。
- (8) 占有者 屋外広告物等の使用権原を有する者をいう。
- (9) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（景観計画の遵守）

第4条 市、広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者並びに市民は、自らの役割と責務を明らかにし、この条例、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第8条の2の規定に基づき策定した景観計画（以下「景観計画」という。）その他良好な景観の形成に資する法令等を遵守しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、屋外広告物等に関する規制又は指導を通じて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止及び地域の良好な景観の形成のための施策を策定し、これを実施しなければならない。

（広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者の責務）

第6条 広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者は、屋外広告物等の表示又は設置に当たっては、屋外広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

2 広告主、管理者、所有者、占有者及び屋外広告業を営む者は、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、第5条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(違反に対する勧告及び公表)

第8条 市長は、屋外広告物又は掲出物件がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主及び管理者に対し、第6条第1項に規定する措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、勧告の内容並びに勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第2章 屋外広告物及び掲出物件に関する制限等

(禁止広告物)

第9条 次に掲げる屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観又は風致を著しく害するおそれのあるもの
- (2) 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

(禁止物件)

第10条 次に掲げる物件には、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹

- (3) 信号機、道路標識、道路反射鏡、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給装置及び歩道柵
- (4) 駒止め、里程標及びこれらに類するもの
- (5) 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 銅像、神仏像、記念碑及びこれらに類するもの
- (7) 石垣及び擁壁
- (8) 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら
- (9) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (11) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する物件

2 電柱、電話柱、街灯柱及びアーケード柱には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

（禁止地域及び許可地域）

第11条 市長は、第1条の目的を達成するため、本市の区域を禁止地域又は許可地域に指定する。

2 禁止地域は、次に掲げる地域又は場所（規則で定める区域を除く。）とし、禁止地域の区分については規則で定める。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲で市長が指定する地域
- (2) 奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）第4条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第38条第1項の規定により奈良県指定史跡名勝天然記念物として指定された地域
- (3) 奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項の規定により指定された建造物及び史跡名勝天然記念物の地域
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域

- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び風致地区
- (6) なら・まほろば景観まちづくり条例第17条第1項の規定により指定された景観形成重点地区のうち、景観計画に定める歴史的景観形成重点地区
- (7) 歴史的環境調整区域（世界遺産の周辺地域で風致美観を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する地域をいう。）
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置された都市公園及び奈良県立公園条例（昭和29年4月奈良県条例第9号）第2条第1項の規定により指定された県立公園の区域
- (9) 官公署、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が特に必要があると認めて指定する地域又は場所

3 許可地域は、本市の区域のうち禁止地域以外の地域又は場所とし、許可地域の区分については規則で定める。

（禁止）

第12条 禁止地域においては、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（許可）

第13条 第9条及び第10条の規定により屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、許可地域において屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（適用除外）

第14条 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、第10条、第12条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示するもの
- (2) 法令の規定により表示を認められたもの又は義務付けられたもの
- (3) 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示するもの

- (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
 - (5) 自己の所有する土地又は建物の一部に管理上必要があって表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので、その会場の敷地内に表示するもの
 - (7) 人、動物、車両等に表示するもの
 - (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示するもの
 - (9) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
 - (10) 慣例その他特別の理由によりやむを得ないと市長が認めるもの
 - (11) 地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的としたもので、市長が認めるもの
- 2 道標若しくは案内板で規則で定める基準に適合するもの又はそれらの掲出物件については、前2条の規定は、適用しない。ただし、当該道標等を電柱、電話柱、街灯柱及びアーケード柱に表示する場合は、この限りでない。
- 3 自己用広告物（自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）で、規則で定める基準に適合するものについては、第12条の規定は、適用しない。この場合において、自己用広告物を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 4 景観配慮型屋外広告物（規則で定める区域に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件で、良好な景観の維持及び向上に資するものとして規則で定める基準に適合するものをいう。）については、第12条の規定は、適用しない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 5 地域貢献型屋外広告物（観光案内、避難所案内その他公益上必要な事項とともに表示するもので規則で定める基準に適合する屋外広告物又は掲出物件をいう。）については、第10条及び第12条の規定は、適用しない。この場合においては、第3項後段の規定を準用する。
- 6 許可地域において表示し、又は設置する自己用広告物で規則で定める基準に適合する

ものについては、第10条及び前条の規定は、適用しない。

7 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件については、前条の規定は、適用しない。

(1) 放送事業者、新聞社又は通信社の発行する速報又はその掲出物件

(2) 短期間の表示又は設置で市長が定めるもの

(経過措置)

第15条 第10条第1項第11号並びに第11条第2項第1号から第7号まで及び第10号に規定する物件、地域又は場所の指定があった際、当該物件、地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、当該指定の日から10年間は、これらの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(許可の基準)

第16条 第13条、第14条第3項後段（同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第19条第1項の規定による許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、屋外広告物又は掲出物件が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないもので、良好な景観の形成に寄与すると認めるときは許可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第17条 市長は、第13条及び第14条第3項後段（同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。）の規定により許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、必要があると認めるときは条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

(継続の許可)

第18条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間満了後、更に継続して屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(変更の許可)

第19条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物又は掲出物件を改装

(色彩及び意匠が同一である場合の塗り替えを除く。)し、改造し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第17条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(手数料)

第20条 第13条、第14条第3項後段(同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び前条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他の理由により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 特定屋内広告物に関する制限等

(特定屋内広告物の表示の制限)

第21条 禁止地域及び許可地域のうち規則で定める区域においては、次に掲げる特定屋内広告物を表示してはならない。

(1) 建築物の1階以下の部分の1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が10分の5を超え、又は建築物の2階以上の部分の1の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が10分の3を超えることとなるもの

(2) 規則で定める基準に適合しないもの

2 第14条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第10号に掲げる特定屋内広告物については、前項の規定は、適用しない。

(特定屋内広告物の表示の届出)

第22条 特定屋内広告物(前条第2項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を表示しようとする者は、建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積の合計が5平方メートルを超えることとなるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(努力義務)

第23条 特定屋内広告物を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠を景観の維持及び向上に資す

るものとするよう努めなければならない。

第4章 景観保全型広告整備地区

(景観保全型広告整備地区の指定等)

第24条 市長は、良好な景観を保全するため良好な屋外広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 屋外広告物等の表示又は設置に関する基本構想

(2) 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 広告主、管理者、所有者及び占有者は、基本方針に適合するように努めなければならない。

(届出)

第25条 景観保全型広告整備地区において、第14条第1項第5号、第2項、第6項及び第7項第1号に掲げる屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(適用除外)

第26条 第14条第1項第1号から第4号までに掲げる屋外広告物等については、前2条の規定は、適用しない。

第5章 管理、監督等

(標識)

第27条 第13条、第14条第3項後段（同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第19条第1項の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物又は掲出物件に許可の標識を付けなければならない。ただし、市長

が許可印を押したものについては、この限りでない。

(管理者の設置)

第28条 この条例の規定による許可に係る屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらに係る管理者（規則で定める屋外広告物又は掲出物件にあっては、規則で定める者に限る。）を置かなければならない。ただし、立看板及びはり紙、はり札については、この限りでない。

(管理義務)

第29条 広告主、管理者、所有者又は占有者は、屋外広告物又は掲出物件の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第30条 広告主、管理者、所有者又は占有者は、屋外広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める屋外広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める屋外広告物又は掲出物件に係る前項の点検については、屋外広告物及び掲出物件の点検に関する知識を有するものとして規則で定める者が行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、前2項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

(1) 既設の屋外広告物又は掲出物件を使用して第13条の許可を受けようとする者

(2) 第18条第1項の許可を受けようとする者

(3) 許可の期間満了後に係る第19条第1項の許可を受けようとする者

4 市長は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告主、管理者、所有者又は占有者に対し、第1項及び第2項の点検の結果の提出を求めることができる。

(除却義務)

第31条 広告主又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに屋外広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

(1) この条例の規定による許可の期間が満了したとき。

(2) 第15条に規定する期間が経過したとき。

(3) 第33条の規定により許可が取り消されたとき。

(4) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったとき。

2 この条例の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(原状回復の義務)

第32条 第14条第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する屋外広告物又は掲出物件について、その広告目的を完了し、又はその表示若しくは設置の期間が満了したときは、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主又は管理者（第14条第1項第1号の場合における掲示責任者を含む。）は、速やかにこれを除却し、表示又は設置の場所を原状に復さなければならない。

(許可の取消し)

第33条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第17条第1項（第18条第2項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第19条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第34条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した屋外広告物又は掲出物件について、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主又は管理者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該屋外広告物又は掲出物件の広告主又は管理者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第35条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した屋外広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及び当該屋外
広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させた日
 - (3) 屋外広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物又は掲出物件を返還するため必要
と認められる事項
- (屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示方法)

第36条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項
第1号に規定する屋外広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示する。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する屋外広告物又は掲出物件については、前号の公示
の期間が満了しても、なお当該屋外広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該
屋外広告物又は掲出物件について権原を有する者（第40条において「所有者等」と
いう。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に規定する公示事項
を奈良市公報等に掲載する。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件の一覧簿を規則で
定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
い。

(屋外広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第37条 法第8条第3項の規定による屋外広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の
実例価格、当該屋外広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該屋外広告物
又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において
、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専
門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第38条 市長は、法第8条第3項の規定により保管した屋外広告物又は掲出物件につい
て、規則で定める方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第39条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日
- (2) 特に貴重な屋外広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げるもの以外の屋外広告物又は掲出物件 2週間

(屋外広告物又は掲出物件を返還する場合の手續)

第40条 市長は、保管した屋外広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該屋外広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該屋外広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第41条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告主若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして屋外広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、屋外広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、立入検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(処分、手續等の効力の承継)

第42条 広告主又は管理者の変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第6章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第43条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第44条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 市内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の名）
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者（法人である場合においてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。）が第46条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類その他の規則で定める書類を添えなければならない。

(登録の実施)

第45条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第46条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第44条第1項の登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しく

は重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第56条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第43条第1項又は第3項の規定による登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第56条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第56条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 市内において営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録申請手数料）

第47条 第43条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、登録申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（登録事項の変更の届出）

第48条 屋外広告業者は、第44条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第46条第1項第5号から第8号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第44条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(廃業等の届出)

第49条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第50条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第56条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第51条 市長は、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会を受けようとする者は、受講申込の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第52条 屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人が屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者（第5号において「講習会修了者」という。）
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るものと
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

- (1) この条例その他屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他屋外広告物の表示又は提出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第54条の帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第53条 屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第54条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、市内で営業を行う営業所ごとに帳簿を備え、営業に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第55条 市長は、市内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（登録の取消し等）

第56条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第46条第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第46条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第57条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、次に掲げる事項を屋外広告業者監督処分簿に登載しなければならない。

- (1) 処分の年月日及び内容
- (2) 処分前の登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第58条 市長は、市内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、立入検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 雑則

(審議会の意見聴取)

第59条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ奈良市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第10条第1項第11号及び第11条各項の規定による指定又はその変更若しくは廃止
- (2) 第11条第2項及び第3項の規定による禁止地域及び許可地域の区分又はその変更若しくは廃止
- (3) 第14条第1項第4号、第5号及び第9号並びに第2項から第6項まで、第16条

第1項並びに第21条第1項第2号の規定による基準の設定又はその変更

(4) 第16条第2項の規定による許可

(5) 第24条第1項の規定による指定又はその変更及び同条第2項の規定による基本方針の策定又はその変更

(告示)

第60条 市長は、第10条第1項第11号、第11条第2項第1号、第7号及び第10号並びに第24条第1項の規定により物件、地域、区域、場所又は地区を指定し、又は変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第61条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第43条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第43条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者

(3) 第56条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第63条 第34条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条、第12条、第13条、第14条第3項後段（同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。）又は第18条第1項の規定に違反して屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第19条第1項の規定による市長の許可を受けないで屋外広告物又は掲出物件を改装し、改造し、又は移転した者

(3) 第27条の規定に違反して屋外広告物又は掲出物件に許可の標識を付けなかった者

(4) 第41条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- (5) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第52条第1項の規定に違反した者
- (7) 第58条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第65条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第49条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第53条の規定による標識を掲げなかった者
- (3) 第54条の規定による帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第59条並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件であって、この条例の規定により新たに許可を要することとなったものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から10年以内に当該許可を申請しなければならない。この場合において、その申請者に対して許否の処分があるまでは、なお引き続いて当該屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しておくことができる。
- 3 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件（この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の奈良市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により適法に許可を受けている屋外広告物又は提出物件であって、施行日後に表示され、又は設置されるものを含む。）については、この条例の規定にかかわらず、施行日から10年間（当該期間内に受けた許可の期間が当該期間を

超える場合にあつては、当該許可の期間)は、旧条例の規定の例により、当該屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しておくことができる。ただし、第19条第1項の規定により変更の許可を受けようとする場合(市長が別に定める場合を除く。)は、この限りでない。

4 施行日前に旧条例の規定により市長に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 第13条、第14条第3項後段(同条第4項後段及び第5項後段において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)、第18条第1項又は第19条第1項の規定により許可を受けようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、その許可の申請をすることができる。この場合において、当該許可を受けようとする者は、第20条及び別表第1の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

6 市長は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、第13条、第14条第3項後段、第18条第1項又は第19条第1項の規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日においてこの条例の相当規定による許可を受けたものとみなす。

7 第30条に規定する屋外広告物及び掲出物件の点検については、施行日から3年間は、なお従前の例によることができる。

8 施行日において現に旧条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者は、第52条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

9 この条例の施行前にした行為並びに奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成16年奈良市条例第27号)附則第5項及び奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成16年奈良市条例第48号)附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 旧条例第8条第1項の規定によりされた景観保全型広告整備地区の指定は、第24条第1項の規定によりされた景観保全型広告整備地区の指定とみなす。

11 旧条例第26条第1項の規定により屋外広告業の登録を受けている者は、施行日に第43条第1項の規定により屋外広告業の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録を受けたものとみなされる者に係る同項の登録の有効期間は、施行日にお

けるその者に係る旧条例第26条第1項の規定による登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

12 前4項に定めるもののほか、旧条例の規定による経過措置が適用される屋外広告物又は掲出物件にあつては、なお従前の例による。

(奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正)

13 奈良市地区計画形態意匠条例(平成22年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2の付表2二名町地区整備計画区域の部全広告物に関する事項の項中「奈良市屋外広告物条例(平成13年奈良市条例第52号)第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例(令和4年奈良市条例第 号)第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に改め、同表赤膚町地区整備計画区域の部から鶴舞東町地区地区整備計画区域の部までの規定中「奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に改め、同表左京五丁目地区整備計画区域の部全広告物に関する事項の項中「奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に、「奈良市屋外広告物条例第11条第1項」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第16条第1項」に改め、同表中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域の部全広告物に関する事項の項中「奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件」を「奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件」に改める。

別表第1(第20条関係)

種	類	金	額
屋上広告物又はこれを掲出する物件 壁面広告物又はこれを掲出する物件 塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件 広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件		1個の面積5平方メートルまでごとにつき1,	500円
電柱広告物(突き出し広告又は巻付け広告)		1件5個までごとにつき1,	000円

アーチ広告物	1個の面積5平方メートルまでごとにつき1,500円
気球広告物又はこれを掲出する物件	1個につき1,000円
広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）又はこれを掲出する物件	1枚につき500円
立看板	1件5個までごとにつき1,000円
はり札	1件5個までごとにつき500円
はり紙	1件100枚までごとにつき500円

注 1件とは、形状、大きさ、意匠等同一のもので一括申請されたものをいう。

別表第2（第47条関係）

屋外広告業登録（更新）申請手数料	1件につき10,000円
------------------	--------------

別表第3（第51条関係）

屋外広告物講習手数料	受講科目1科目につき2,000円
------------	------------------

（提案理由）

奈良市景観計画の改正に伴い、屋外広告物に係る規制を本条例に一元化するほか、規制区域及び規制内容の再編、屋外広告物の安全点検の義務化等により、良好な屋外広告物の誘導を図ろうとするものである。

奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表南部公民館東九条分館の項中「奈良市東九条町318番地」を「奈良市東九条町393番地の4」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

南部公民館東九条分館を移転しようとするものである。

奈良市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 奈良市水道事業の項中「昭和30年奈良市条例第35号」の次に「。以下「出張所条例」という。」を加え、同表奈良市都祁水道事業の項及び奈良市月ヶ瀬簡易水道事業の項を次のように改める。

奈良市都祁水道事業	出張所条例別表に定める奈良市都祁行政センターの所管区域 天理市山田町の一部	5,700	3,210
奈良市月ヶ瀬簡易水道事業	出張所条例別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域	1,950	940

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

都祁及び月ヶ瀬地域において、水道施設の増強と強靱化を進め、市内で統一的な給水サービスを実現するため、当該地域の給水区域を全域とする改正を行おうとするものである。

奈良市水道事業給水条例の一部改正について

奈良市水道事業給水条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「（第31条の3第1項に規定する加算分担金の納入を要するときは、これを含む。）」を削る。

第26条第4項を削る。

第31条の3を削る。

第34条中「、加算分担金、手数料、」を「、手数料」に改める。

第38条第1号中「、加算分担金」を削る。

第40条第1項第2号中「、第31条の3の加算分担金」を削る。

別表第4を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第26条第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた給水装置の新設の工事申込みについては、この条例による改正前の奈良市水道事業給水条例第11条第3項、第31条の3、第34条、第38条第1号及び第40条第1項第2号並びに別表第4の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

水道施設加算分担金制度の制定目的を達成したこと及び水道料金の特別計算を適用する施設が市内に存しないこととなったことから、両制度を廃止するため所要の改正を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第29号を第30号とし、第1号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次のように加える。

(1) 内科

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）


市立奈良病院において新たな専門医制度における内科専門医を育成し、確保していく上で、内科の診療科目を標榜する必要があるため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和4年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 |  |

福竹 徹

公認会計士

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

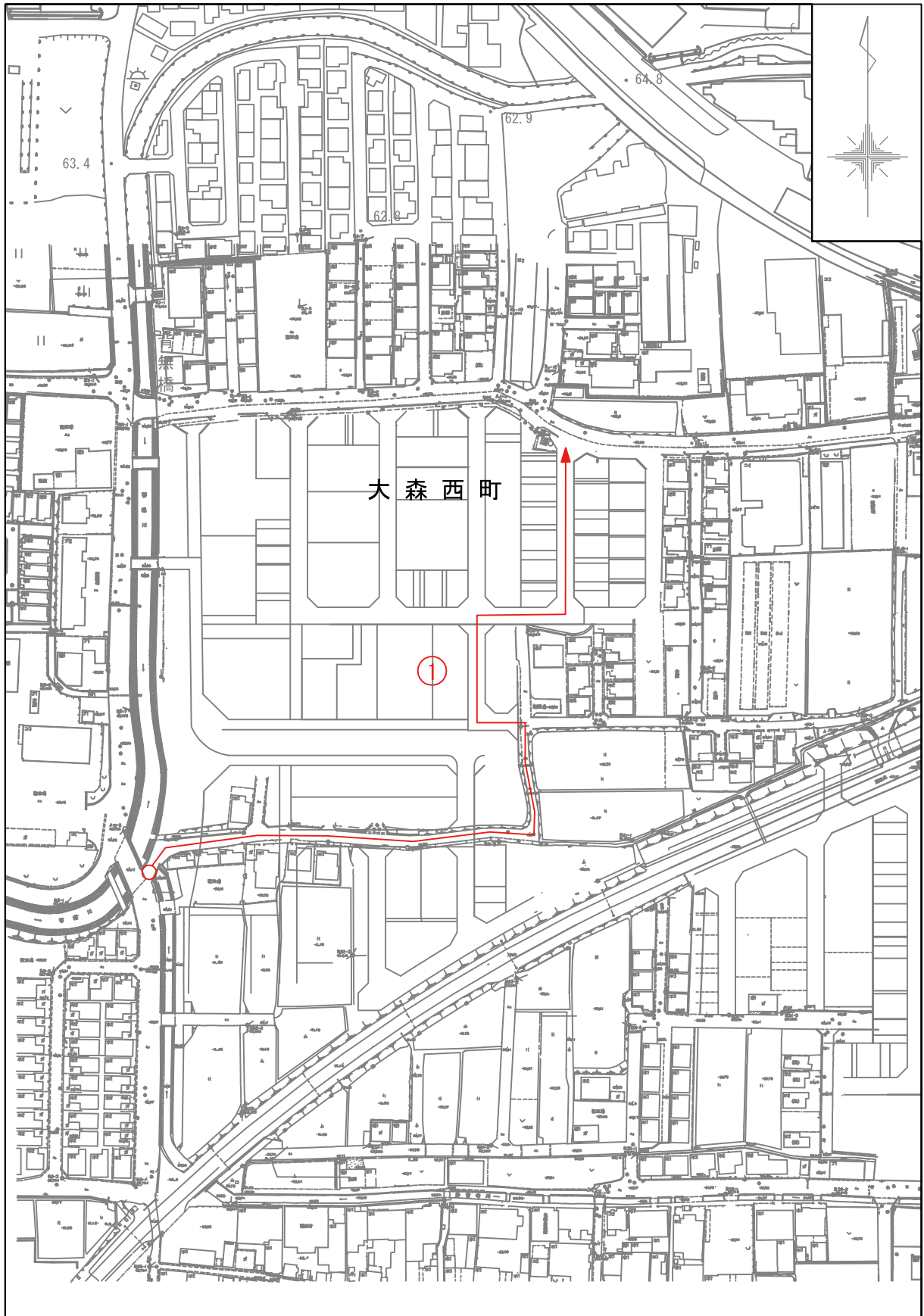
令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	北部第268号線	大森西町 191番1地先から	大森西町 172番1地先まで	L = 323.0 W = 3.5~8.0
2	北部第426号線	法蓮佐保山三丁目 1630番1地先から	法蓮佐保山三丁目 1626番2地先まで	L = 302.0 W = 2.2~4.3

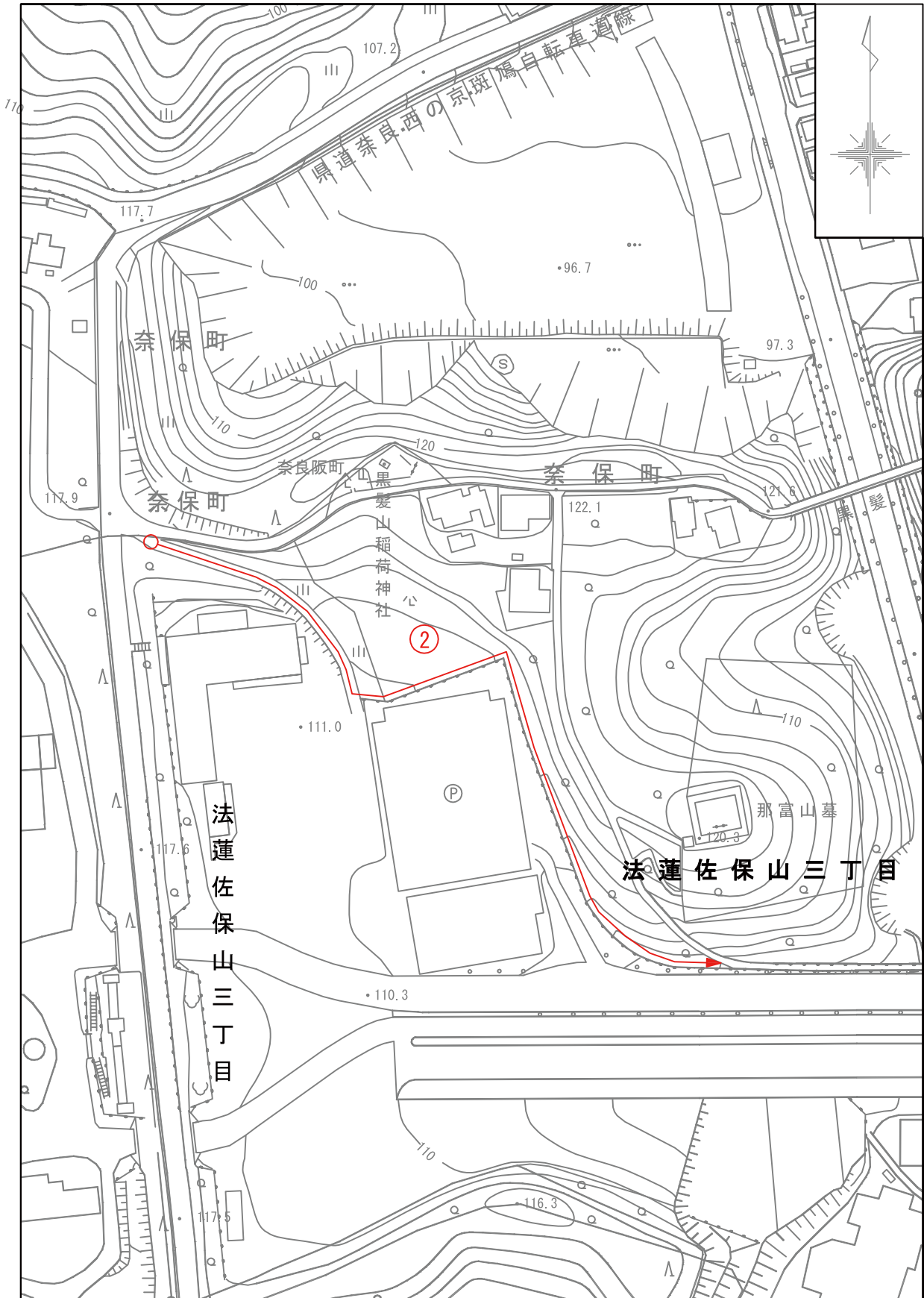
① 北部第268号線

○ → 廃止しようとする路線



② 北部第426号線

○ → 廃止しようとする路線



市道路線の認定について

次の路線を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

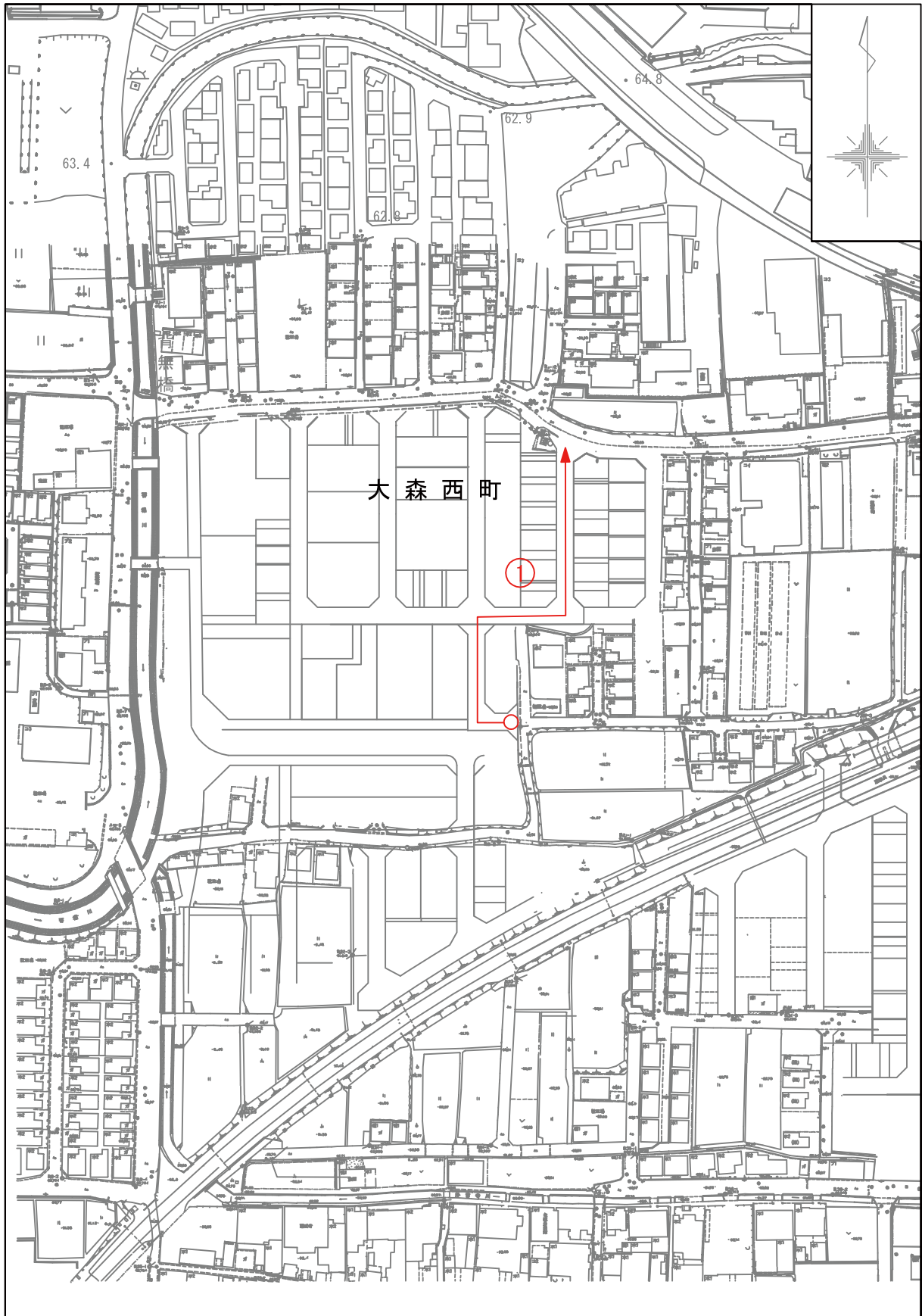
令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	北部第268号線	大森西町 177番1地先から	大森西町 172番1地先まで	L = 137.7 W = 4.0~8.0
2	中部第1762号線	押熊町 894番12地先から	押熊町 894番15地先まで	L = 80.4 W = 6.0~8.0
3	中部第1763号線	中山町 1619番1地先から	中山町 1688番7地先まで	L = 62.3 W = 6.0~8.0
4	中部第1764号線	中山町 1619番15地先から	中山町 1692番10地先まで	L = 29.6 W = 6.0~8.0
5	中部第1765号線	中山町 1752番22地先から	中山町 1752番25地先まで	L = 40.3 W = 6.0~8.0
6	西部第1496号線	学園南二丁目 915番269地先から	学園南二丁目 915番265地先まで	L = 65.5 W = 6.0~8.0
7	西部第1497号線	西登美ヶ丘一丁目 4100番181地先から	大湊町 3893番10地先まで	L = 213.6 W = 6.0~8.0
8	西部第1498号線	大湊町 3893番7地先から	大湊町 3893番3地先まで	L = 31.9 W = 6.0~8.0
9	西部第1499号線	大湊町 4035番5地先から	大湊町 3893番21地先まで	L = 27.1 W = 6.0~8.0
10	西部第1500号線	大湊町 4035番10地先から	西登美ヶ丘一丁目 4100番304地先まで	L = 25.2 W = 6.0~8.0
11	西部第1501号線	朝日町二丁目 566番6地先から	敷島町一丁目 566番106地先まで	L = 111.8 W = 6.0~13.0
12	西部第1502号線	学園緑ヶ丘二丁目 2830番20地先から	学園緑ヶ丘二丁目 2830番1地先まで	L = 40.3 W = 6.0~8.0
13	西部第1503号線	中町 247番22地先から	中町 247番9地先まで	L = 68.7 W = 6.0~14.5
14	西部第1504号線	中町 2099番8地先から	中町 2102番7地先まで	L = 31.2 W = 4.0~9.7
15	西部第1505号線	中登美ヶ丘二丁目 1984番126地先から	中登美ヶ丘二丁目 1984番222地先まで	L = 34.1 W = 6.0~8.0
16	西部第1506号線	三碓三丁目 112番6地先から	三碓三丁目 112番10地先まで	L = 44.9 W = 6.0~8.0
17	西部第1507号線	中町 510番5地先から	中町 506番16地先まで	L = 60.3 W = 6.0~8.0
18	西部第1508号線	中町 506番18地先から	中町 506番8地先まで	L = 22.7 W = 6.0~8.0
19	西部第1509号線	三碓二丁目 234番11地先から	三碓二丁目 234番1地先まで	L = 40.2 W = 6.2~10.3
20	名阪小倉工業団地 1号線	上深川町 758番43地先から	上深川町 758番8地先まで	L = 798.1 W = 9.0~12.0
21	名阪小倉工業団地 2号線	上深川町 758番6地先から	上深川町 755番3地先まで	L = 312.3 W = 4.0~9.0

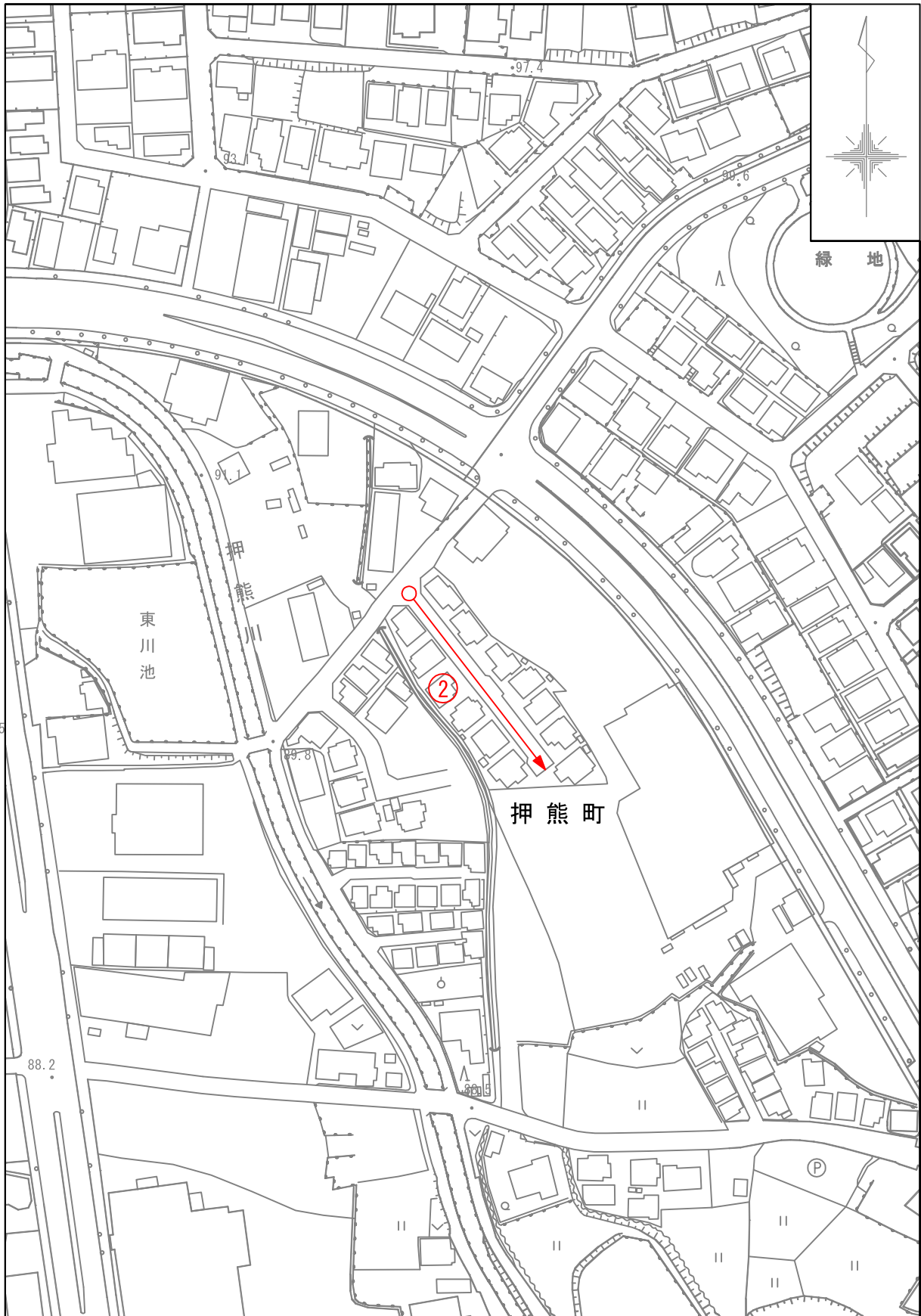
① 北部第268号線

○ → 認定しようとする路線



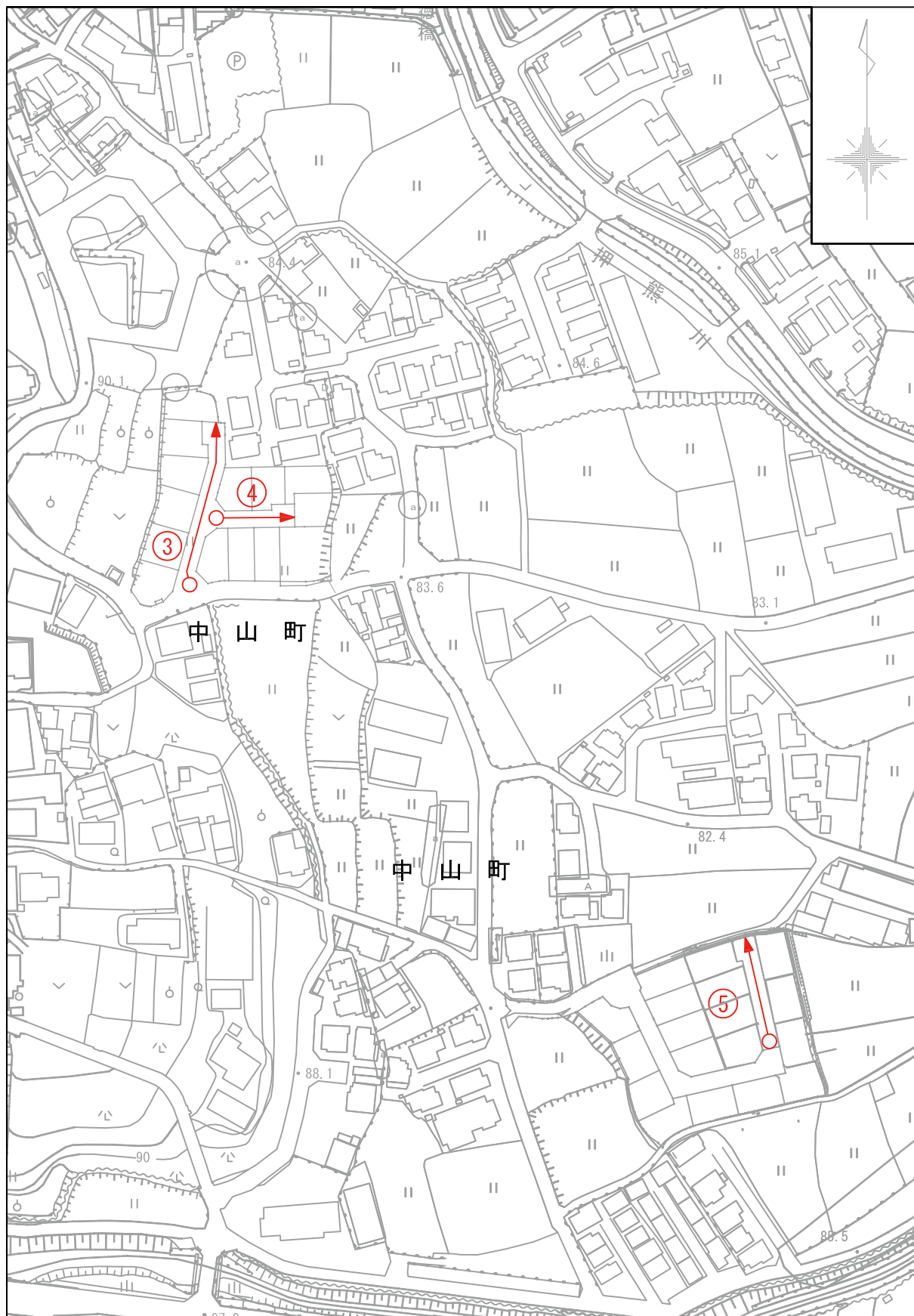
② 中部第1762号線

○ → 認定しようとする路線



- ③ 中部第1763号線
- ④ 中部第1764号線
- ⑤ 中部第1765号線

○ → 認定しようとする路線




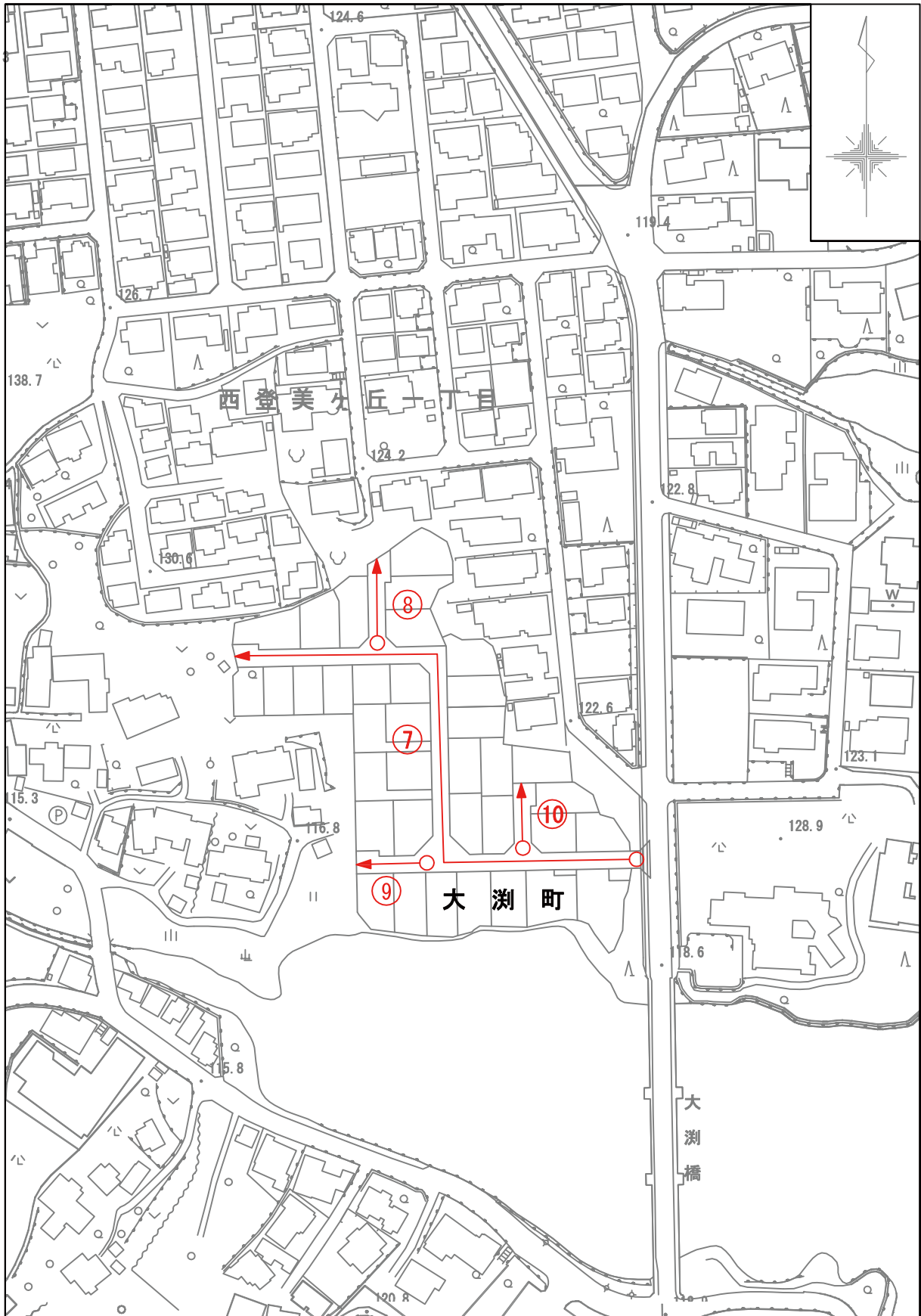
⑥ 西部第1496号線

認定しようとする路線



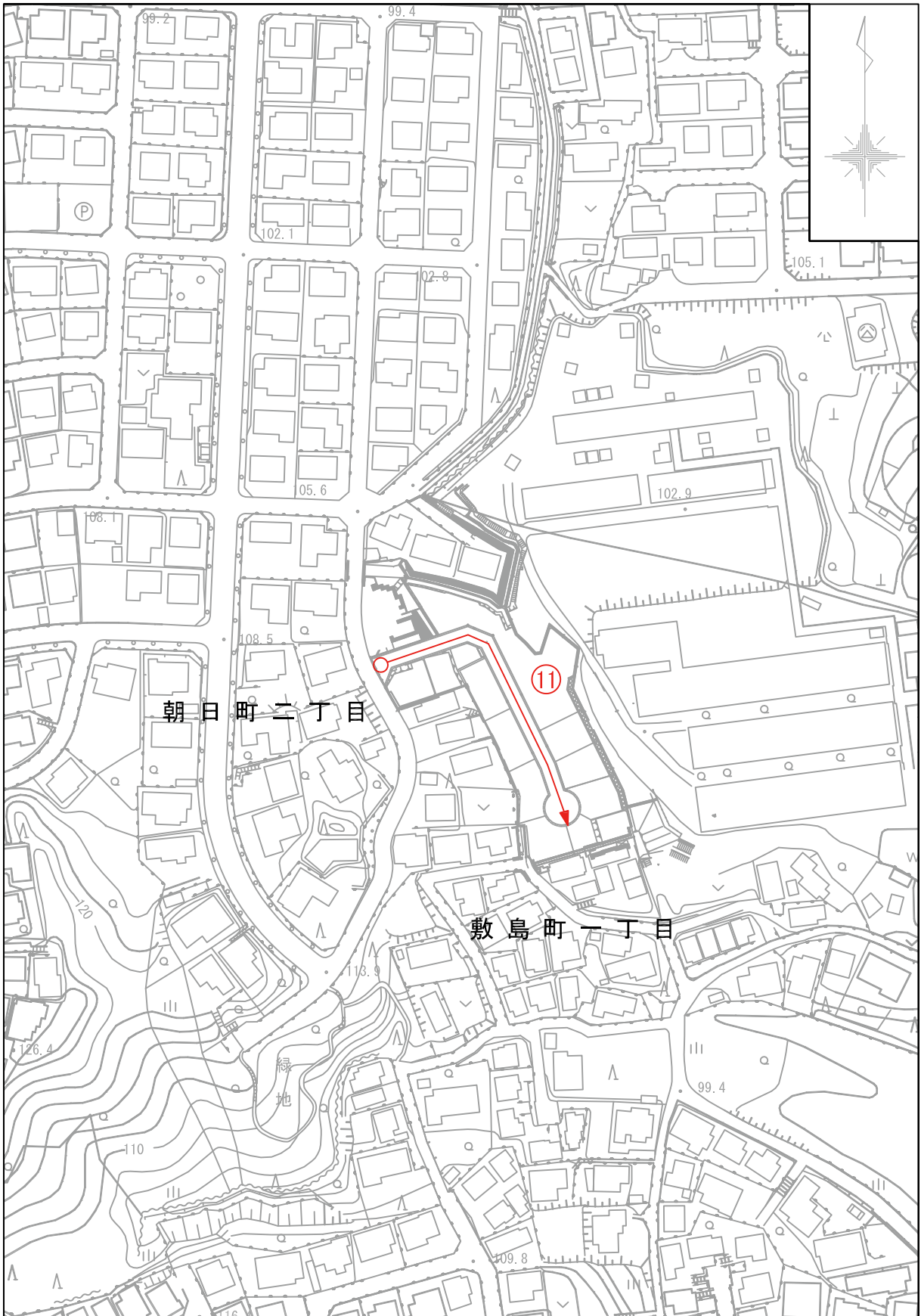
- ⑦ 西部第1497号線 ⑩ 西部第1500号線
- ⑧ 西部第1498号線
- ⑨ 西部第1499号線

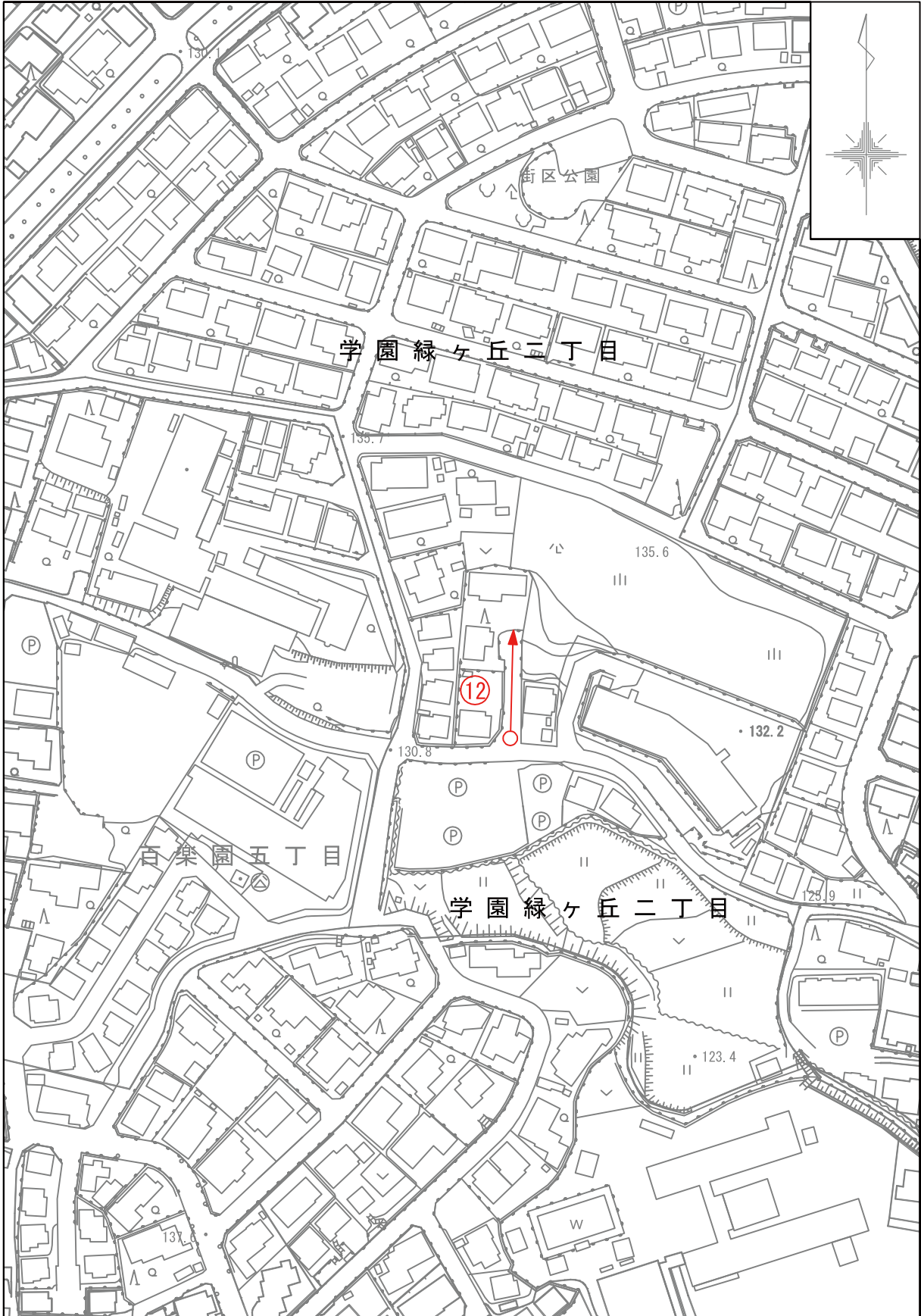

 認定しようとする路線



⑪ 西部第1501号線

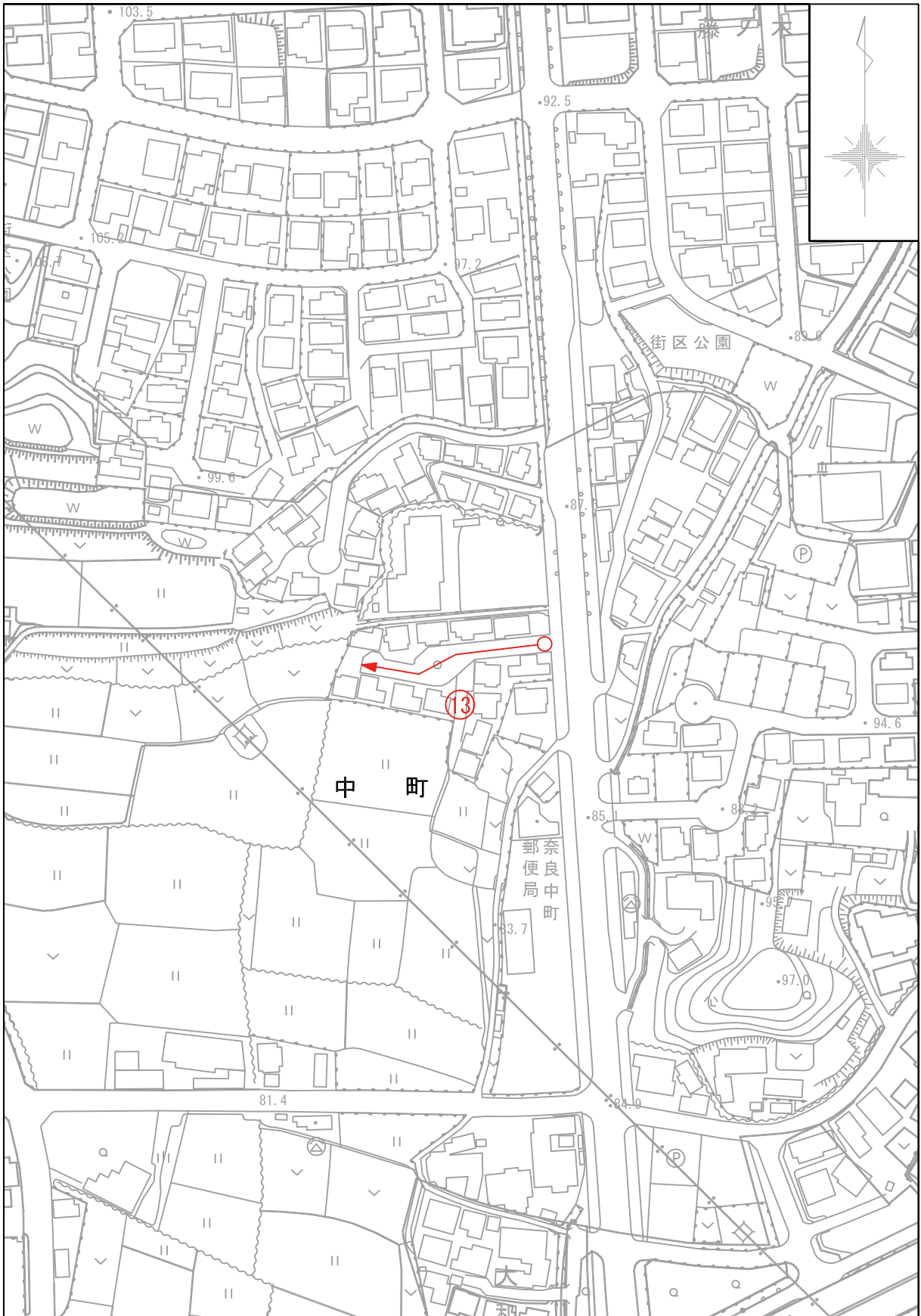
○ → 認定しようとする路線





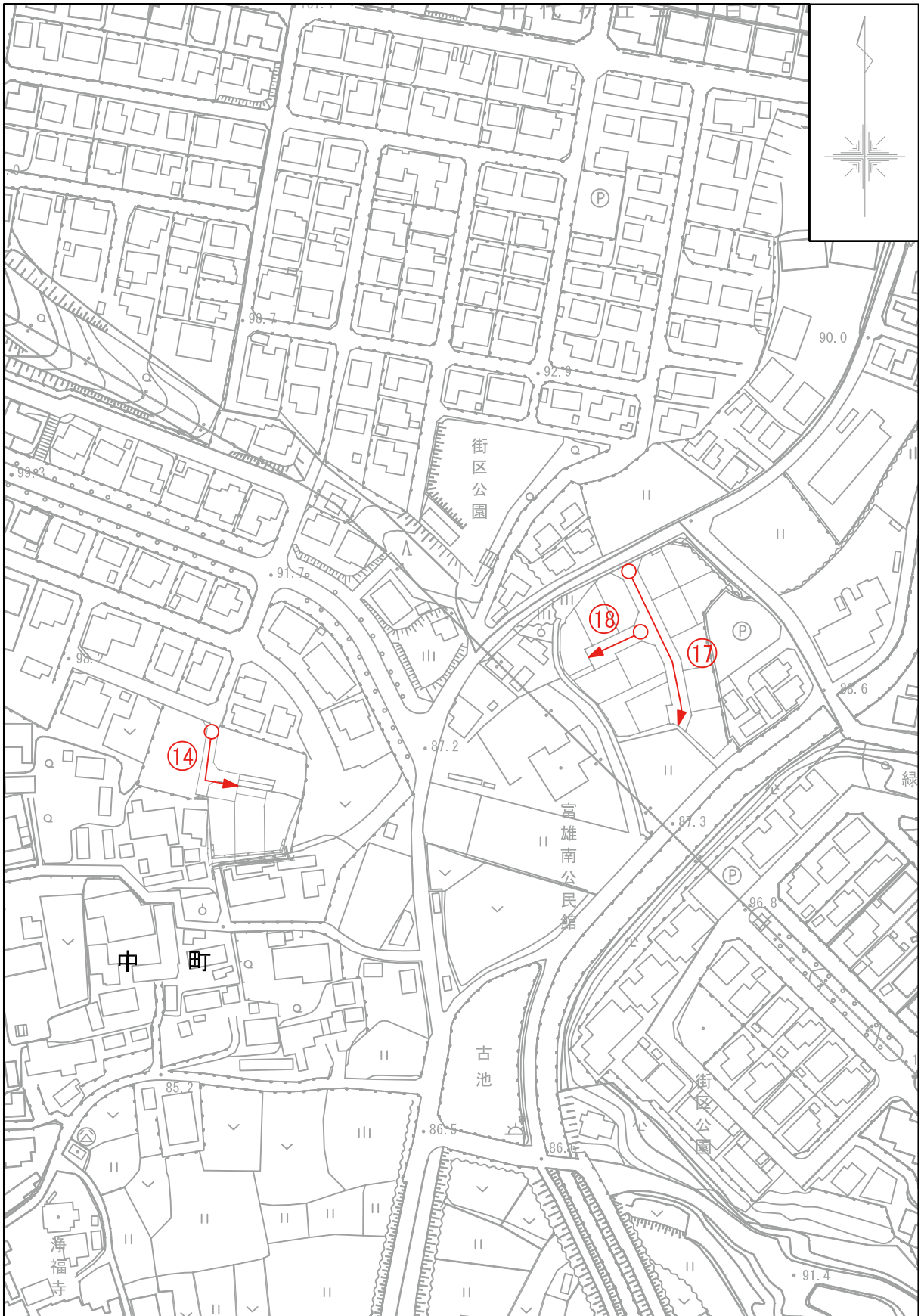
⑬ 西部第1503号線

○ → 認定しようとする路線



- ⑭ 西部第1504号線
- ⑰ 西部第1507号線
- ⑱ 西部第1508号線

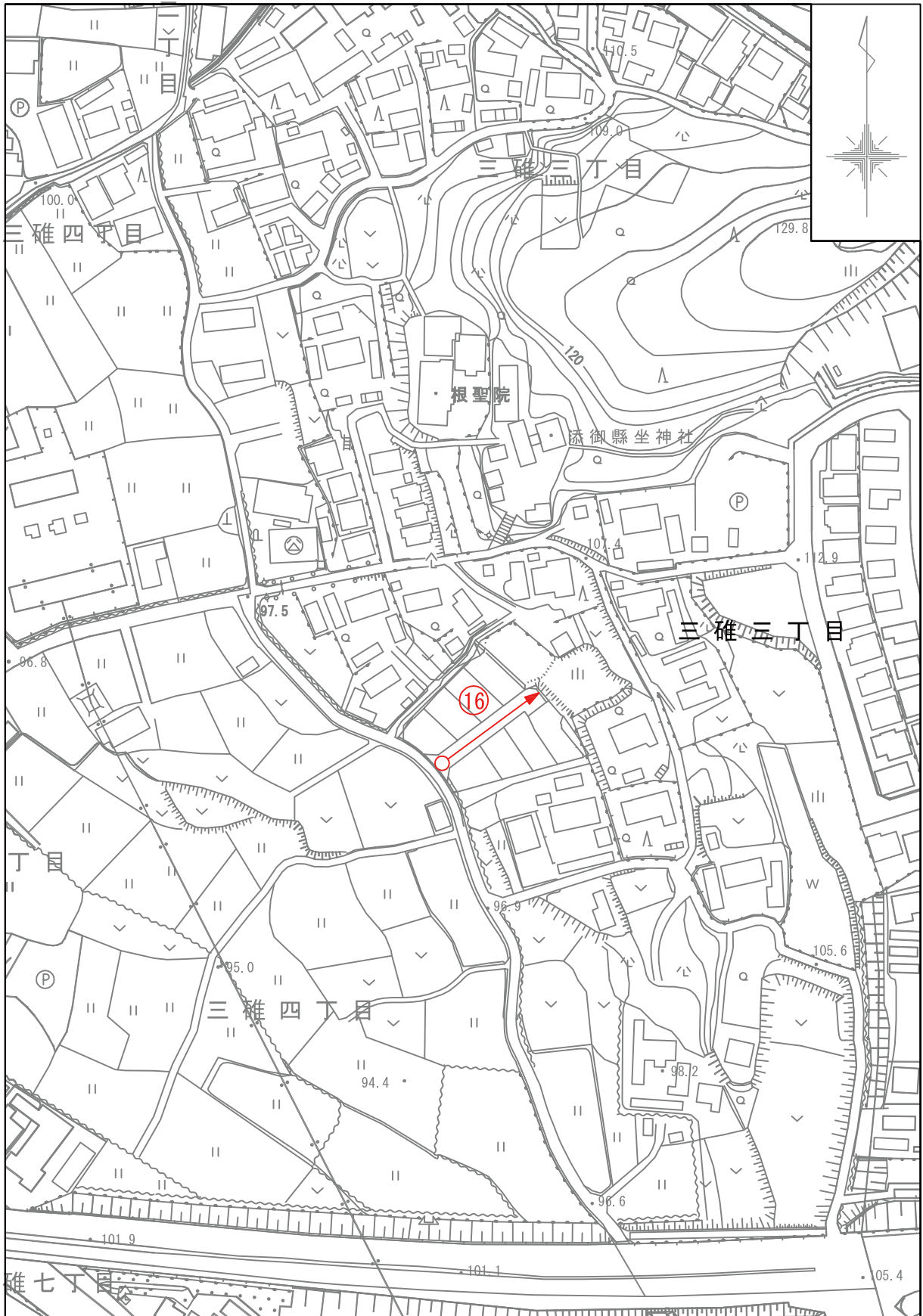
○ → 認定しようとする路線

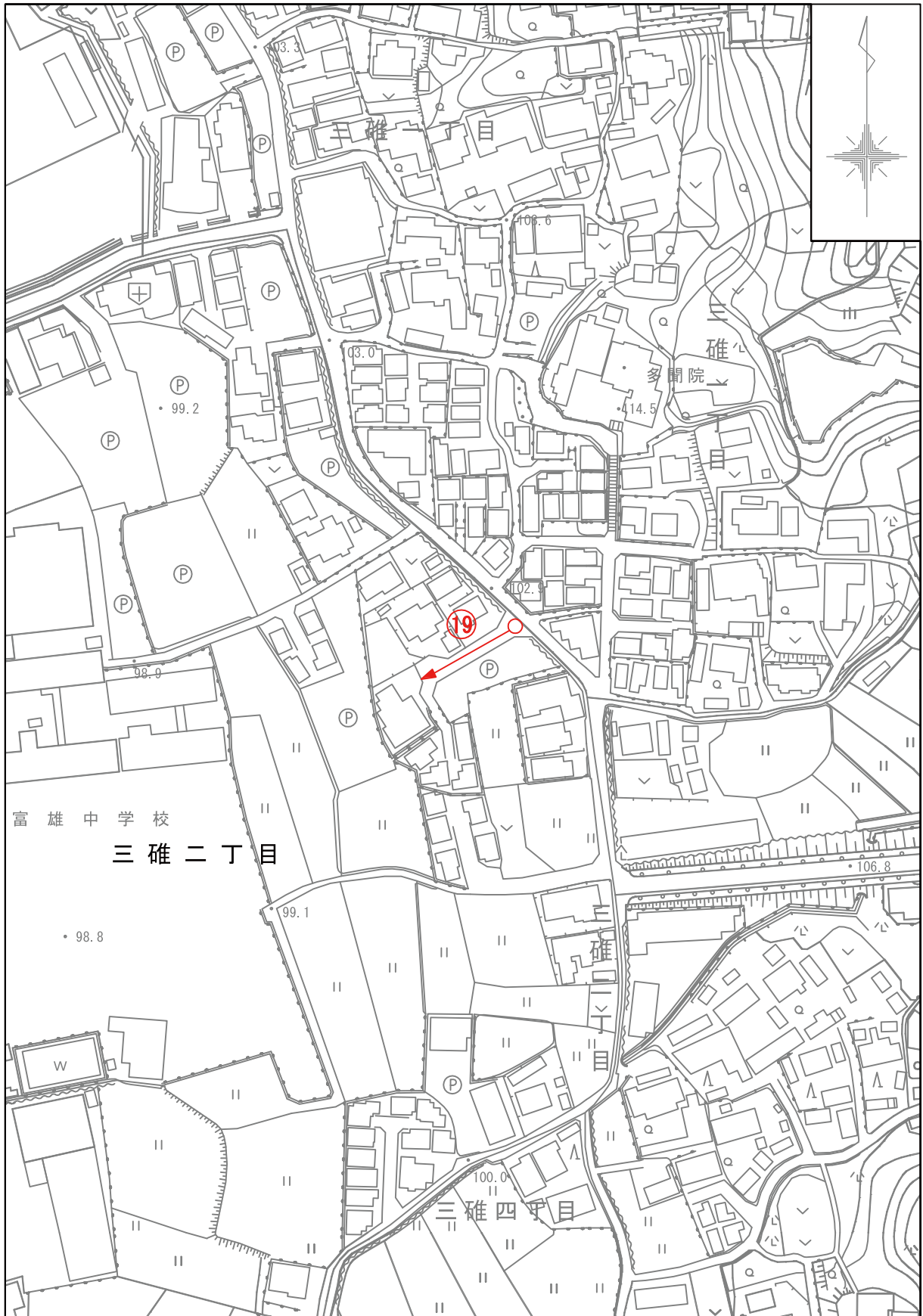


⑮ 西部第1505号線

○ → 認定しようとする路線

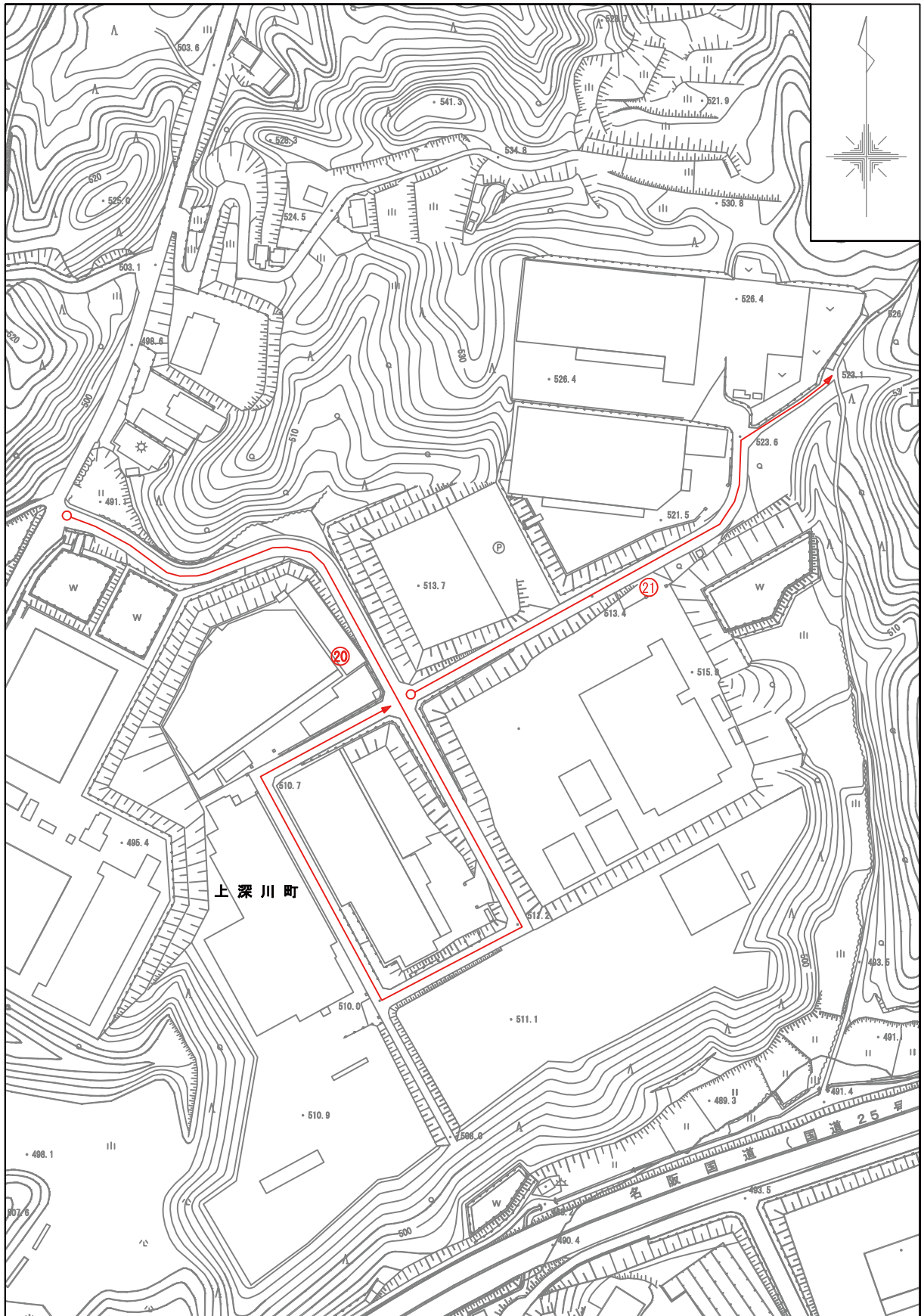






- ②① 名阪小倉工業団地1号線
- ②① 名阪小倉工業団地2号線

○ → 認定しようとする路線



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条（第3号及び第4号を除く。）、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市菅原東一丁目21番21号

奈良市伏見地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

伏見地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市伏見地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市伏見地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
- 奈良市北永井町 5 0 8 番地の 2
- 奈良市明治地域ふれあい会館

- 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■

明治地区自治協議会

会長 ■■■■■■■■

- 3 指定管理者の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市明治地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市明治地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

児童自立支援施設の事務の委託に関する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により児童自立支援施設の事務を奈良県に委託することについて規約を定めるため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議決を求める。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市と奈良県との間の児童自立支援施設の事務の委託に関する規約

（児童自立支援施設の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設の事務を奈良県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費）

第3条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲と乙が協議して定める。

（その他必要な事項）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

固定資産評価審査委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方税法第42条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月3日提出

奈良市長 仲川元庸

住所



氏名

たけむらまき
竹村牧



履 歴 書

氏 名 竹 村 牧

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

資 格

[REDACTED] [REDACTED]

